

# 第10編 消防・防災・安全

## 第1章 消防

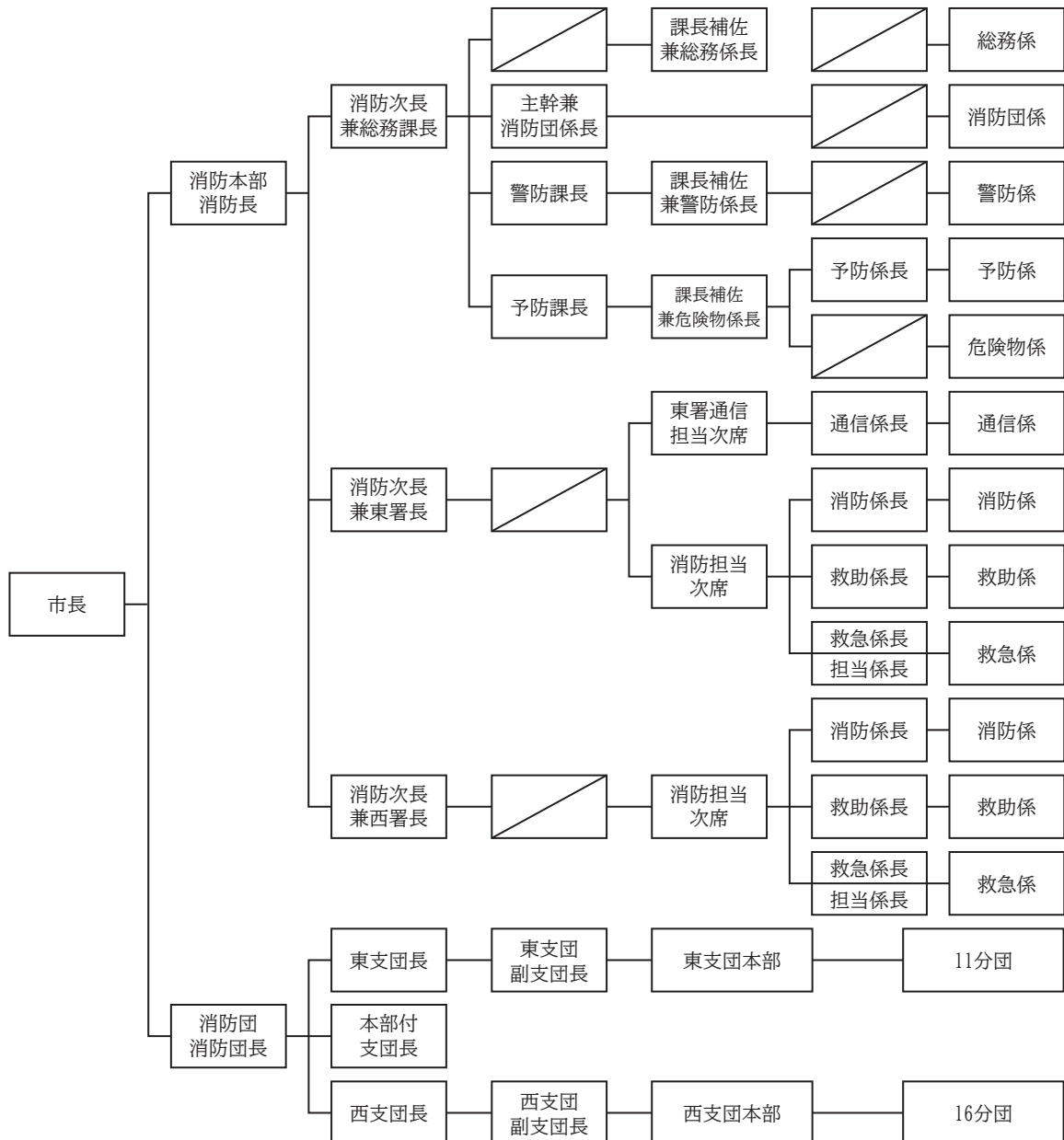
### 第1節 消防本部

#### 1 組織

合併前の消防業務については、旧西条市消防本部と周桑事務組合周桑消防本部で行っていたが、合併により周桑事務組合周桑消防本部が解散し、新たに西条市消防本部が発足した。

合併当時及び2024（令和6）年4月1日現在の消防本部の組織は図表10-1-1、図表10-1-2のとおりである。

図表10-1-1 合併当時の西条市消防本部の組織



資料：消防本部（消防年報・平成16年版）



また、2007（平成19）年4月に西消防署庁舎、2012（平成24）年10月に東消防署橘出張所（救急出張所）、2019（令和元）年10月に西消防署河北出張所（救急出張所）が竣工し運用を開始した。

人員（定数）の推移は図表10-1-3のとおりである。

図表10-1-3 人員（定数）の推移

年月	内容	定数
H16年11月	新市発足	134人
H24年4月	橘出張所開設に伴う救急隊増設（9人増）	143人
H29年9月	河北出張所開設に伴う救急隊増設（12人増）	155人

資料：職員厚生課

### 3 消防力の強化

本市は合併当初から東西の消防署と消防団を組織化した消防力の均衡と総合的な向上を目指してきた。

複雑多様化する各種災害に的確に対応できるよう、消防庁舎、消防団蔵置所、消防水利（防火水槽）、消防車両、救急車両、救助資機材等の施設・設備について、計画的な整備や更新を行うとともに、消防職員のほか消防団員の技術向上のための教育訓練等の充実を図ってきた。また、救命率向上のため、救急救命士の養成を推進するとともに、メディカルコントロール体制についても充実強化を図っている。

さらに、火災件数を減少させる上で市民の火災予防も重要であることから、市民に対する防火・防災意識の周知、特定防火対象物に対する違反の是正にも取り組んでいる。

これに加えて、消防団拠点施設と合わせた消防団組織の見直し、消防団の装備などの充実により消防団の活性化を図り地域防災力の強化にも努めている。

2024（令和6）年7月には、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理・執行することを目的として、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会を設置するなど、消防力の広域化を進めている。

### 4 女性消防吏員の採用

2015（平成27）年度に総務省消防庁から、2026（令和8）年度当初までに消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%に引き上げることを共通目標とした「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」が示された。

本市消防本部では、2018（平成30）年度に初の女性消防吏員を採用し、2024（令和6）年4月1日現在、消防吏員153人に対し、5人の女性消防吏員が在籍しており、女性消防吏員の割合は3.3%、西消防署で主に消防隊や救急隊として業務に従事している。

また、ハード面では、2018（平成30）年度に消防本部庁舎に女性用更衣室を整備し、西消防署庁舎には女性専用エリアを設けた。以降、消防庁舎の更新整備に併せて、女性用設備を設け、女性消防吏員の職域や配属先の拡大を図っている。さらに、ソフト面において、県内消防本部合同の就職説明会やPRイベントなどで募集活動を行うほか、警防業務における従事制度やハラスメント対策に関する研修会を開催するなど、女性消防吏員が働きやすい環境づくりを進めている。

## 第2節 消防団

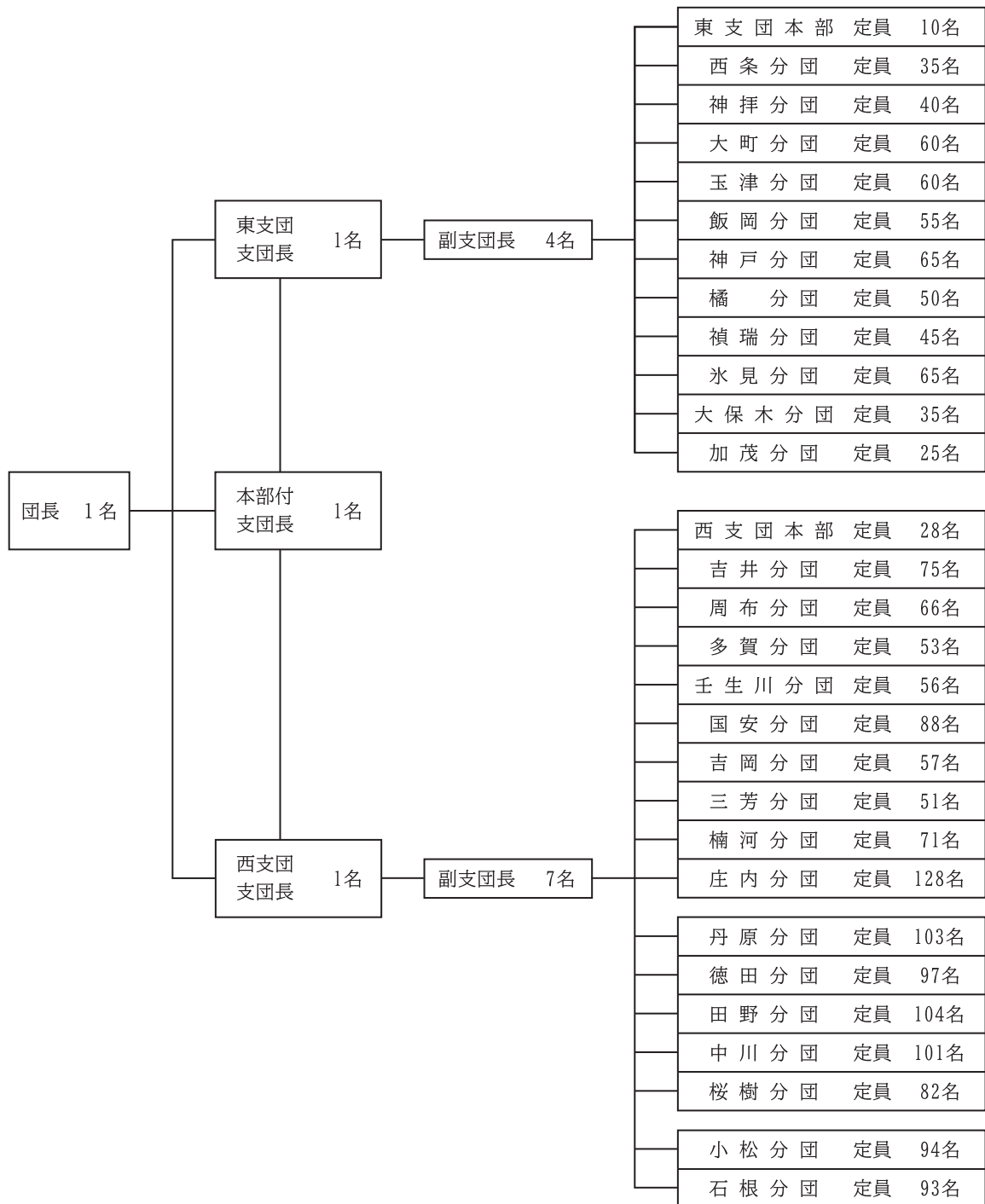
### 1 組織

消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置している消防機関であり、団員は普段は自身の職業に従事しながら、平常時・非常時を問わず、地域における消防防災の要として住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っている。

合併以降、2015（平成27）年3月27日に三芳分団の1部・2部の統合、2021（令和3）年4月1日に桜樹分団の中川分団への統合、2022（令和4）年4月1日に楠河分団1部・2部・3部の統合、2024（令和6）年4月1日に加茂分団の神戸分団への統合を行い、現在の西条市消防団は、団本部、東西支団、27分団の構成となっている。近年、女性の消防団への参加（令和6年4月現在16人）もあり、主に応急手当の普及指導などを行っている。

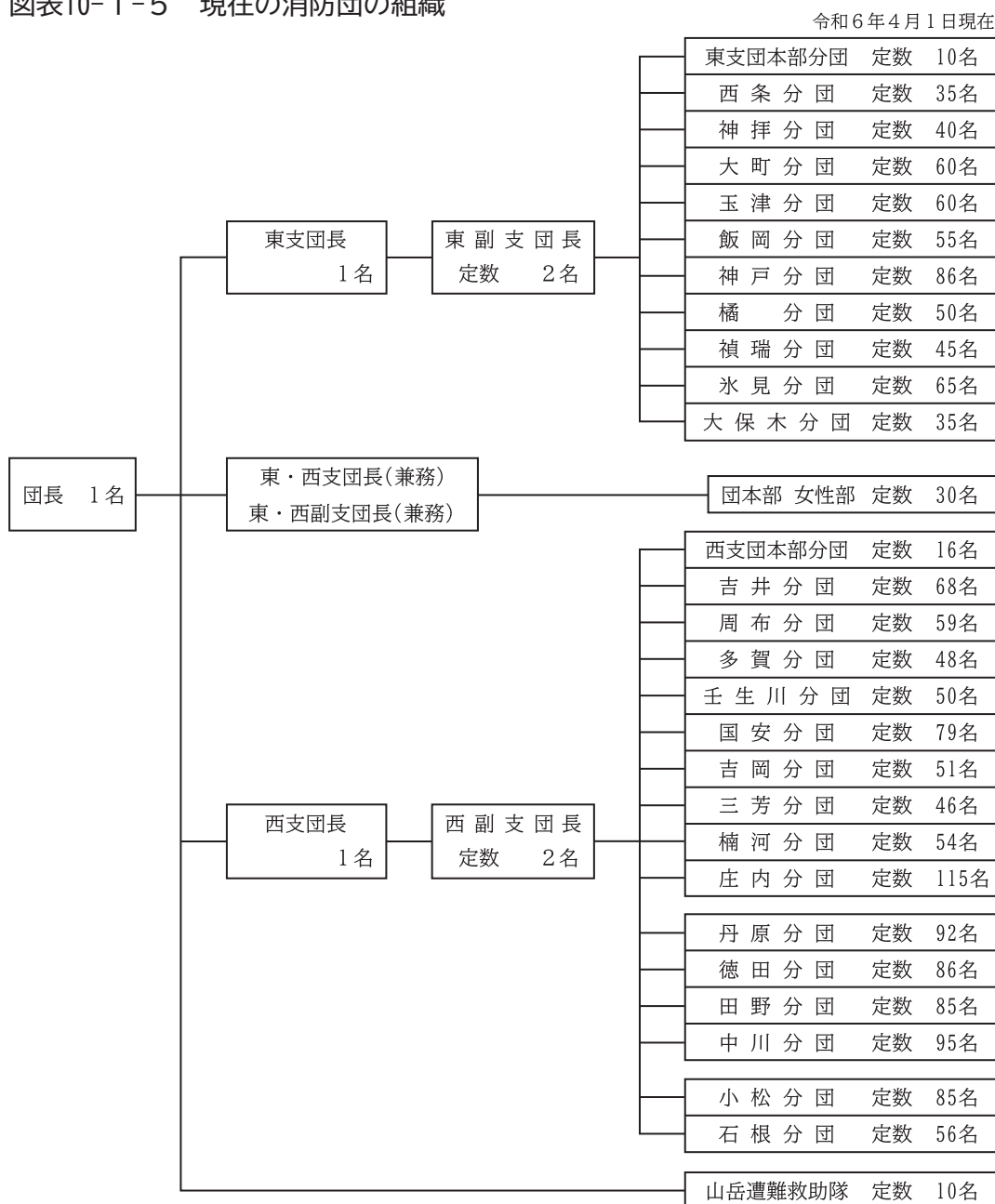
本市における合併当時及び2024（令和6）年4月1日現在の消防団組織は図表10-1-4、図表10-1-5のとおりである。

図表10-1-4 本市合併当時の消防団の組織



資料：消防年報（平成16年版）

図表10-1-5 現在の消防団の組織



資料：消防本部（消防年報・令和5年版）

## 2 消防団条例定数の改正

2004（平成16）年、合併と同時に西条市消防団が条例定数1,907人（1団2支団29分団）で発足した。それ以降、2010（平成22）年12月に消防団の合理化を進めるために設置した消防団活性化委員会において、消防団員定数の見直しを検討し、西支団の定数の1割削減を図り、消防団員定数を1,907人から1,775人へと改正し、2013（平成25）年10月1日から施行した。

2014（平成26）年には機能別団員制度を設けて、団員と同等の活動ができない人でも特定の活動に参加できるようにし、消防団の組織及び制度の多様化を図ることとした。個々の事情に配慮した参加の機会を広げ、地域密着性や人的動員力、即時対応力を持つ消防団員の確保に加えて、昼間及び山間部における団員の確保を図る可能性が広がり、より良い地域防災体制が確保できる

ようになった。

さらに、分団間の調整を図るために、2021（令和3）年4月1日から中川分団と桜樹分団を統合し定数1,775人を1,748人へと改正した。

また、地域の過疎・高齢化の進行により活動が困難となった加茂分団を隣接の神戸分団と統合したほか、西支団の楠河分団、田野分団、中川分団、石根分団について消防団員定数の適正化を図り、消防団員定数を1,748人から1,673人へと改正し2024（令和6）年4月1日から施行した。

本市消防団定数の推移は、図表10-1-6のとおりである。

図表10-1-6 西条市消防団定数の推移

(単位：人)

名称 / 施行日	H16.11	H21.4	H25.10	H26.10	R3.4	R6.4
団本部	15	37	37	37	37	37
東支団本部分団	10	10	10	10	10	10
西条分団	35	35	35	35	35	35
神拝分団	40	40	40	40	40	40
大町分団	60	60	60	60	60	60
玉津分団	60	60	60	60	60	60
飯岡分団	55	55	55	55	55	55
神戸分団	65	65	65	65	65	86
橋分団	50	50	50	50	50	50
禎瑞分団	45	45	45	45	45	45
氷見分団	65	65	65	65	65	65
大保木分団	35	35	35	35	35	35
加茂分団	25	25	25	25	25	-
西支団本部分団	28	18	16	16	16	16
吉井分団	75	75	68	68	68	68
周布分団	66	66	59	59	59	59
多賀分団	53	53	48	48	48	48
壬生川分団	56	56	50	50	50	50
国安分団	88	88	79	79	79	79
吉岡分団	57	57	51	51	51	51
三芳分団	51	51	46	46	46	46
楠河分団	71	71	64	64	64	54
庄内分団	128	128	115	115	115	115
丹原分団	103	102	92	92	92	92
徳田分団	97	96	86	86	86	86
田野分団	104	103	93	93	93	85
中川分団	101	100	90	96	120	95
桜樹分団	82	74	67	51	-	-
小松分団	94	94	85	85	85	85
石根分団	93	93	84	84	84	56
山岳遭難救助隊	-	-	-	10	10	10
計	1,907	1,907	1,775	1,775	1,748	1,673
<再掲>						
本部数	1	1	1	1	1	1
支団数	2	2	2	2	2	2
分団数	29	29	29	29	28	27
救助隊数				1	1	1

資料：消防本部 消防総務課

### 第3節 消防・設備

#### 1 高機能消防指令センターと消防緊急通信指令システム

市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、2015（平成27）年2月1日、最新鋭のコ

ンピューターと通信機器を駆使した高機能消防指令センターを設置した。これは消防防災施設整備費補助事業により、消防緊急通信指令システムを更新整備することを目指したものである。

119番通報の受付、消防救急業務の運用、各種消防業務に関する情報処理、消防・救急車両との無線情報通信等を一元管理するものであり、出動隊の活動支援を円滑・効率的に行う上で大きな役割を果たしている。

消防緊急通信指令システムは、固定電話をはじめ、携帯電話やIP電話からの119番通報に対応した位置情報システムにより、災害発生地点を素早く特定し、あらかじめ地図モニターに表示するものである。また、災害地点や災害規模に応じて適切な車両を自動的に選別するため、迅速な出動指令を可能としている。さらに、出動する緊急車両には、指令情報とともにAVM（車両動態管理装置）に出動経路が表示され、現場到着時間の短縮につながる。通常、指揮台と合わせ指令台4台を運用しているが、災害規模に応じて最大6台の運用ができるため、通報が集中した場合でも、的確かつ迅速な出動指令等を行うことが可能となっている。

上記システムは2014（平成26）年度の整備から7年が経過し、耐用年数を迎えたことから、2022（令和4）年度に指令業務に影響を及ぼす主要装置の部分更新を行い、2023（令和5）年度から運用を開始した。さらに、同年度には、将来の更新を見据えて、東予東部圏域における効率的な整備と運用を図るため、新居浜市、四国中央市と連携した広域化調査を実施した。2024（令和6）年6月には、新居浜市、西条市、四国中央市における市議会定例会において、消防指令事務協議会の設置が議決され、同年7月9日に新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の調印式が執り行われた。現在、3市による消防指令の共同運用に向け協議を進めている。

## 2 消防車両等

合併により2市2町の消防車両及び資機材を引き継いだ後、消防車両等更新整備計画に基づき特定財源等を活用し消防車両等の更新整備を進めた。2012（平成24）年度に屈折はしご付消防ポンプ自動車1台を機能性に優れたはしご付消防自動車に更新整備するとともに、2013（平成25）年度には東西消防署に軽救急自動車各1台を新規配備し山間狭隘地区対応として運用を開始した。

2020（令和2）年度に、総務省消防庁から津波・大規模風水害対策車が緊急消防援助隊登録車両として愛媛県で初めて無償配備され、これを含め2024（令和6）年度末現在、常備消防の車両保有台数は33台となっている（内訳は図表10-1-7のとおり）。

消防団（非常備消防）が保有する車両については、消防ポンプ自動車の更新年数は合併協議会において決定していたが、その他の車両の更新年数については定まっていなかった。2017（平成29）年度の消防団活性化委員会において消防ポンプ自動車以外の車両更新年数を27年と定め、2019（令和元）年度の同委員会で、現有の車種で東支団の分団、三芳、桜樹、小松、石根分団は2台体制、4台以上保有する西支団の分団は3台体制と決定し、2020（令和2）年度に4台以上保有する分団から更新対象とする車両の間取りを実施した。その結果を基に、消防団車両についても特定財源等を活用し順次更新を進め、2024（令和6）年度末現在、消防団車両は86台となっている（内訳は図表10-1-8のとおり）。

図表10-1-7 常備消防車両保有台数

R6年度末現在

所属	消防本部	東消防署	西消防署	飯岡出張所	橘出張所	小松出張所	河北出張所	計
保有台数	4	12	13	1	1	1	1	33

資料：消防本部警防課

図表10-1-8 消防団車両保有台数

R6年度末現在

所属	団本部	西条	東予	丹原	小松	計
保有台数	1	22	36	23	4	86

資料：消防本部警防課

ポンプ自動車等の更新整備実績は図表10-1-9のとおりである。

図表10-1-9 消防ポンプ自動車等の更新整備実績

年月	所属	車両	事業適用があるもの
H17年1月	橘分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	
H17年2月	田野分団第7部	消防ポンプ自動車 (CD-1)	地域環境整備事業
H17年2月	中川分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	地域環境整備事業
H17年3月	東消防署	小型動力ポンプ付水槽車 (Ⅱ型)	消防防災等設備整備費補助事業
H17年12月	橘河分団第1部	小型動力ポンプ付積載車	地域環境整備事業
H17年12月	庄内分団第4部	小型動力ポンプ付積載車	地域環境整備事業
H18年1月	飯岡分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	消防団総合整備事業
H20年3月	桜樹分団第1部	小型動力ポンプ付積載車	
H22年3月	玉津分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金
H22年3月	丹原分団第7部	消防ポンプ自動車 (CD-1)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金
H22年3月	徳田分団第1部	救助資機材搭載型積載車	総務省消防庁より貸与
H22年12月	西消防署	水槽付消防ポンプ自動車	緊急消防援助隊設備整備費補助事業
H24年12月	東消防署	はしご付消防自動車	
H25年2月	神戸分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	
H26年2月	氷見分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	
H26年12月	東消防署	消防ポンプ自動車 (CD-1)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業
H27年12月	西消防署	消防ポンプ自動車 (CD-1)	
H28年11月	東消防署	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (水-Ⅱ型)	
H29年3月	周布分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
H30年3月	三芳分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
H30年3月	東消防署	化学消防ポンプ自動車 (Ⅱ型)	市町村合併特例事業
H30年12月	西消防署	化学消防ポンプ自動車 (Ⅱ型)	市町村合併特例事業
H31年2月	大町分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
R2年3月	小松分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
R2年3月	壬生川分団第2部	救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車 (3.5 t 未満)	総務省消防庁より貸与
R3年3月	禎瑞分団	消防ポンプ自動車 (CD-1)	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業
R4年3月	丹原分団第3部	小型動力ポンプ付積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業

R4年3月	徳田分団第5部	小型動力ポンプ付軽四積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業
R5年2月	吉岡分団第1部	小型動力ポンプ付軽四積載車	緊急防災・減災事業
R5年8月	国安分団第2部	消防ポンプ自動車（CD-1）	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業
R5年12月	西消防署	災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-1）	緊急防災・減災事業
R6年3月	多賀分団第3部	小型動力ポンプ付軽四積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業
R6年3月	壬生川分団第3部	小型動力ポンプ付軽四積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業
R7年3月	田野分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業
R7年3月	庄内分団第2部	小型動力ポンプ付軽四積載車	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業及び緊急防災・減災事業

資料：消防本部（消防年報 令和6年版）

### 3 西消防署

新市の消防本部は旧西条市消防本部庁舎とし、他の署の位置、管轄区域も現行のものを受け継いだ。旧周桑消防署庁舎の老朽化に伴い、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度にかけて、西消防署の新庁舎建設事業を周布地区（周布1684番地）に移転させて進めた。

事務室のある庁舎棟・訓練棟・車庫棟を備えた総合的な庁舎として完成し、2007（平成19）年4月から運用を開始した。新たに西消防署という名称となり、本市西部の防災拠点としての機能を果たしている。

開所年月	平成19年4月			
住所	周布1684番地			
敷地面積	8,717.70㎡			
施設	庁舎棟	車庫棟	訓練棟	計
延床面積	2,689.95㎡	555.00㎡	404.83㎡	3,649.78㎡
構造	RC造一部S造2階建	S造3階建	RC造6階建	

### 4 東消防署橘出張所

2012（平成24）年10月1日、西条市休日夜間急患センターに隣接して、東消防署橘出張所（野々市51番地1）を開設した。高規格救急自動車1台と、救急隊員3人が常駐し、24時間体制で救急業務に当たることになった。

この出張所は、東消防署飯岡出張所と西消防署小松出張所の中間地点に位置しており、本出張所の開設により、東消防署、西消防署を合わせて、常時5隊の救急隊出動体制となり、市内の救急事案に対して、迅速で効果的な対応が可能になった。また、休日夜間急患センターから二次、三次病院への救急搬送が必要とされる場合も、即時に対応することが可能となった。

開所年月	平成24年10月	延床面積	101.85㎡
住所	野々市51番地1	構造	木造平屋
敷地面積	200.00㎡		

### 5 西消防署河北出張所

2019（令和元）年10月1日、西消防署河北出張所（実報寺甲196番地4）が完成し、運用を開始した。建物には、本市で生産されたCLT（直交集成板）を使ったパネル工法を採用した。森林資源の循環利用と水資源を育む森林の保全に繋がるもので、CLTが消防施設に使われたのは全国でも初めてであり、断熱性、耐震性、遮音性にも優れていることから広く報道された。

河北出張所の開設により、東予地区北部（楠河地区・庄内地区・三芳地区）の救急体制が充実し、市内で常時6隊の救急隊出動体制となり、地域では平均12分かかっていた救急車の現場到着所要時間を2.5分短縮することができた。

開所年月	令和元年 10 月
住所	実報寺甲 196 番地 4
敷地面積	519.02 m <sup>2</sup>
延床面積	151.29 m <sup>2</sup>
構造	木造平屋

### 6 消防団蔵置所

消防ポンプ自動車等や災害時に必要な機材などを格納する消防団蔵置所は消防団の拠点施設であり、合併後、施設の老朽化や分団の統廃合等に伴い更新整備を行い、機能強化を図っている。

名称	加茂分団蔵置所	小松分団蔵置所	三芳分団蔵置所
開所年月	平成 18 年 4 月	平成 25 年 7 月	平成 27 年 4 月
住所	荒川 2 号 219 番地 9	詰所：小松町新屋敷甲 473 番地 3 蔵置所：小松町新屋敷甲 474 番地 1	三芳 1027 番地 2
敷地面積	450.00 m <sup>2</sup>	詰所：敷地及び施設を集会所と複合利用 蔵置所：小松サービスセンター敷地の一部を使用	247.62 m <sup>2</sup>
延床面積	44.28 m <sup>2</sup>	詰所：129.21 m <sup>2</sup> 蔵置所：72.98 m <sup>2</sup> 合計：202.19 m <sup>2</sup>	157.8 m <sup>2</sup>
構造	CB 造平屋建	詰所：RC 造 2 階建 蔵置所：S 造平屋建	S 造 2 階建
経緯	旧蔵置所の台風被災に伴い移転新築	小松総合支所改修に伴う移転改修、車庫新築	三芳地区内の分団を統合集約のため新築整備

名称	氷見分団蔵置所	楠河分団蔵置所	丹原分団蔵置所	西条・神拝分団共同蔵置所
開所年月	平成 29 年 11 月	令和 4 年 1 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 2 月
住所	氷見丙 485 番地 1	楠甲 506 番地 1	丹原町池田 1733 番地 2	神拝甲 511 番地 2
敷地面積	870.00 m <sup>2</sup>	756.94 m <sup>2</sup>	丹原サービスセンター敷地の一部を使用	821.79 m <sup>2</sup>

延床面積	192.62 m <sup>2</sup>	197.23 m <sup>2</sup>	詰所：131.36 m <sup>2</sup> 蔵置所：110.66 m <sup>2</sup> 合計：242.02 m <sup>2</sup>	251.73 m <sup>2</sup>
構造	S造平屋建	S造2階建	詰所：RC造3階建（2階部分を使用） 蔵置所：S造2階建	木造2階建
経緯	地区公民館整備に伴い移転新築	楠河地区内の分団を統合集約のため新築整備	丹原地区内の分団を統合集約のため移転改修、車庫新築	西条、神拝地区の分団施設を集約のため新築整備

## 7 消防団装備品（消防団員活動服と消防団員ヘルメット）

合併後、消防団の活動服は2005（平成17）年度に配備したが、十数年が経過し、経年劣化がみられたことから整備を検討することとなった。

一方、2014（平成26）年、消防庁における消防団の装備の基準と消防団員服制基準が改正され、新しい活動服を全消防団員に更新配備することが決まった。

こうした中、本市では2015（平成27）年8月に「西条市消防団 地震・津波災害発生時における安全管理マニュアル」を策定し、消防団の装備や活動服等の見直し内容を定めている（令和6年3月改訂）。

消防団活動は即時対応力が求められるため、マニュアルにおいて消防団が参集する際の服装は、「活動服（法被）・ヘルメット・編上げ靴、手袋、ライフジャケットとし、必要により、防寒着、雨具等を装備する」とし、例外として「活動服を着用できない場合も可能な範囲で、安全性・活動性を考慮した服装とする」と定めた。活動服は災害時において重要なものであり、法被の損傷程度や経年劣化などを見据え、消防団員の身体的な保護を念頭に柔軟な対応が図られるよう、更新整備計画の策定について検討し、2018（平成30）年度から消防団装備整備事業として新基準消防団活動服の更新をはじめ、経年劣化が著しい消防団員のヘルメット等の更新等を行っている。

## 8 消防水利施設（上水道消火栓・耐震性貯水槽・打込式消火栓）

消防水利施設は、合併前の市町で各々整備していたが、2004（平成16）年11月に定めた西条市消防水利設置規程により整備方針の統一を図っている。

消防水利の基準に満たない箇所を調査検討し緊急度、地域的配分、住民要望を考慮しながら、2006（平成18）年度、2011（平成23）年度、2015（平成27）年度、2020（令和2）年度と中期的に消防水利整備計画を策定、改定しながら整備を進めてきた。特に2019（令和元）年度までは国庫補助金を活用し、耐震性貯水槽50基、上水道消火栓16基、打込式消火栓19基の更新整備を行った。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までに、老朽化及び水量不足がみられる打込式消火栓の更新整備を26基、上水道消火栓の設置を5基、住民の要望による防火水槽撤去の代替として耐震性貯水槽1基を設置した。

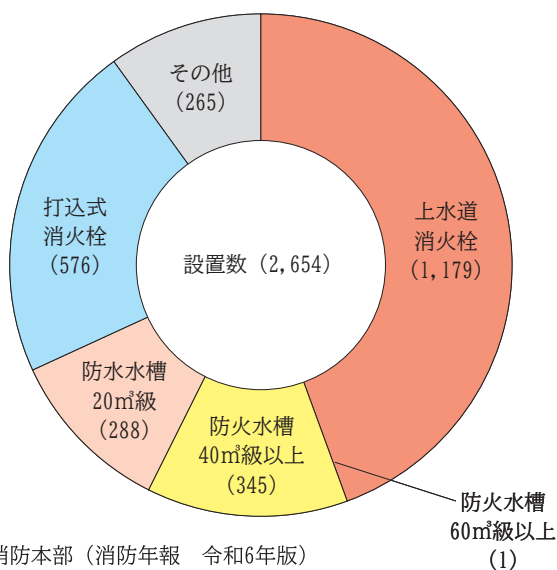
消防水利の現況と消防水利種類別状況は図表10-1-10のとおりである。

図表10-1-10 消防水利の現況と消防水利種類別状況

種別 地区	消火栓	防火水槽			打込式 消火栓	その他	合計
		60㎡級	40㎡級	20㎡級			
西条地区	185		92 (56)	185 (4)	576	43	1,081
東予地区	492	1 (1)	102 (45)	49		84	728
丹原地区	296		111 (16)	20		106	533
小松地区	206		40 (15)	34		32	312
合計	1,179	1 (1)	345 (132)	288 (4)	576	265	2,654

\*1 防火水槽の( )内数は耐震性貯水槽

\*2 打込式消火栓は西条地区のみ



資料：消防本部（消防年報 令和6年版）

## 9 AED

救急救命対策として、2004（平成16）年に厚生労働省通知によりAED使用が一般市民でも可能になったことを受けて、本市では2006（平成18）年に救急車の到着に時間を要する地域の公共施設に13基のAEDを設置した。しかしながら、2007（平成19）年3月に市内中学校において、運動中の当時3年生の男子生徒が倒れ、病院へ搬送後に死亡した。この学校はAED設置前であり、もし設置されていればとの思いから、設置予定を1年前倒して、2007（平成19）年度に未設置の市立全小中学校、社会福祉施設、スポーツ施設等へ51基を設置した。その後、市立幼稚園・保育所等にも設置し、2024（令和6）年度末現在、市公共施設119か所にAEDを設置している。

2011（平成23）年12月1日には西条市AED設置施設公表制度を制定し、公共機関のほか設置協力のあった民間事業所等の施設は登録を行い、AED設置施設表示証と交付証を渡している。2024（令和6）年度末現在、市内全域で308施設を登録している。

2024（令和6）年3月21日には、女性に配慮した応急手当が実施できる環境を整えるため、公共施設122施設に設置するAED124基に、色付き三角巾と使用方法を掲示したチラシを配備し一層の救命率向上に向けた取組を進めている。

## 10 ドローンの活用

2022（令和4）年1月1日から、西条市UAV（無人航空機）運用方針に基づき、本市が保有するドローンを活用した災害時における情報収集を開始した。人命検索や火災原因調査等を目的に、2024（令和6）年度末までに、捜索活動に8件、火災原因調査等に8件出動している。

## 11 映像伝送システムの構築

ドローンの運用に併せて、撮影した災害現場の状況を指令センターや災害対策本部で可視化できる映像伝送システムを構築し、運用を開始している。

また、2024（令和6）年9月に運用開始した「消防庁映像共有システム」では、スマートフォン等を活用し現場の写真や動画等を出動している消防職員が撮影し、撮影した場所やコメントなどの情報を指令センターや災害対策本部と地図上で共有し、确实迅速な情報収集を行っている。

## 12 消防水利マップの作成

2022（令和4）年度に、本市が管理する消防水利について、グーグルマップを活用し、設置場所、水利種別等の情報を本市消防職員や消防団員が常時閲覧できる体制を構築し、運用を開始した。

平時の消防水利調査の有効活用や火災時の消防職員、消防団員による適切な水利選定のほか、本市が応援を受ける場合の支援情報等に活用することを目的としており、事前に消防水利までの経路確認や水利の種別等の情報を閲覧できる。火災発生時において、災害位置情報とともに正確に消防水利の位置情報を得ることができ、円滑な消防活動に役立てている。

# 第4節 消防・防火活動

本市における、火災の発生件数は、合併後、30～60件台で推移していたが、近年は30件以下まで減少しており、消防防火施設の充実や市民における防火の意識定着が図られていると見られる。

また、出火原因では、たばこによる出火は減少傾向にあるものの、たき火やこんろでの出火が高い水準で続いており、全国的には、たばこ、たき火の順で出火が多いことから、本市では、たき火やこんろによる出火に特に注意する必要があるといえる。

一方、損害状況については、建物火災が中心で、年によってばらつきはあるものの、1件当たりの被害額が増加傾向にある。

本市における火災発生状況の推移は、図表10-1-11のとおりである。

図表10-1-11 火災発生状況の推移

区分 / 年		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
原因別 発生 件数 (件)	火遊び		2	1	1	4	1	
	たばこ	4	10	2	3	4	2	4
	たき火	9	13	6	5	3	3	5
	こんろ	4	7	9	2	7	2	4
	放火	1				2	3	4
	その他	27	33	19	23	22	21	24
計	45	65	37	34	42	32	41	
損害 状況 (件、 千円)	建物火災	件数 32 損害額 138,907	件数 31 損害額 88,948	件数 28 損害額 44,362	件数 22 損害額 22,872	件数 22 損害額 94,023	件数 24 損害額 66,911	件数 27 損害額 75,749
	林野火災	件数 2 損害額	件数 4 損害額 30		件数 1 損害額	件数 1 損害額 10		
	その他	件数 11 損害額 3,032	件数 30 損害額 1,051	件数 9 損害額 37,563	件数 11 損害額 4,086	件数 19 損害額 158	件数 8 損害額 13,780	件数 14 損害額 2,998
	計	件数 45 損害額 141,939	件数 65 損害額 90,029	件数 37 損害額 81,925	件数 34 損害額 26,958	件数 42 損害額 94,191	件数 32 損害額 80,691	件数 41 損害額 78,747
死者数(人)		1	1	3	1	2	2	
負傷者数(人)		5	7	4	4	8	2	9
区分 / 年		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
原因別 発生 件数 (件)	火遊び	2						
	たばこ	11	2	3	1	4	3	1
	たき火	8	6	6	3	1	2	5
	こんろ	3	2	2	1	1	2	4
	放火	2	2	2	2		2	
	その他	22	25	28	27	24	13	20
計	48	37	41	34	30	22	30	
損害 状況 (件、 千円)	建物火災	件数 32 損害額 148,529	件数 28 損害額 25,467	件数 23 損害額 135,808	件数 26 損害額 48,167	件数 24 損害額 38,082	件数 18 損害額 23,906	件数 18 損害額 184,250
	林野火災	件数 損害額	件数 損害額	件数 1 損害額 694				件数 1 損害額 1
	その他	件数 16 損害額 342	件数 9 損害額 833	件数 17 損害額 1,367	件数 8 損害額 961	件数 6 損害額 2,965	件数 4 損害額 6,878	件数 11 損害額 1,352
	計	件数 48 損害額 148,871	件数 37 損害額 26,300	件数 41 損害額 137,869	件数 34 損害額 49,128	件数 30 損害額 41,047	件数 22 損害額 30,784	件数 30 損害額 185,603
死者数(人)		6	3	4	3	1		2
負傷者数(人)		4	4	13	3	5	7	4
区分 / 年		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
原因別 発生 件数 (件)	火遊び							
	たばこ			1	1			
	たき火	5	8	3		5	4	1
	こんろ			2	4	1		4
	放火		2	1	1			
	その他	18	15	14	16	18	17	22
計	23	25	20	22	24	21	27	
損害 状況 (件、 千円)	建物火災	件数 17 損害額 50,317	件数 17 損害額 20,464	件数 15 損害額 36,513	件数 14 損害額 26,353	件数 18 損害額 64,149	件数 15 損害額 60,947	件数 16 損害額 49,017
	林野火災	件数 損害額	件数 損害額	件数 1 損害額 282				
	その他	件数 6 損害額 2,817	件数 8 損害額 190	件数 4 損害額 178	件数 8 損害額 8,610	件数 6 損害額 5	件数 6 損害額 5,316	件数 11 損害額 747
	計	件数 23 損害額 53,134	件数 25 損害額 20,654	件数 20 損害額 36,973	件数 22 損害額 34,963	件数 24 損害額 64,154	件数 21 損害額 66,263	件数 27 損害額 49,764
死者数(人)		1	1	2		1	1	1
負傷者数(人)		8	2	2	4	2	3	2

資料：消防本部予防課

なお、合併後、広範囲での消火活動が必要となった山林火災の発生状況については、次のとおりである。

## 1 今治市朝倉笠松山山林火災（火災消火広域応援）

2008（平成20）年8月24日に今治市朝倉上の笠松山で発生した山火事は、一帯の山林約107haを焼き尽くして、8月29日に鎮火した。本市との市境に近いこともあり、今治市と本市及び愛媛県は対策本部を設置して消火にあたった。一時は集落まで数百メートルというところまで迫り、近隣の住民に避難を促すこともあったが、懸命の消火活動と、26日の雨天にも助けられ、26日の夕方には火勢は衰えた。鎮火宣言は29日となったが、この間、懸命な消火活動により、延焼を食い止めたことから、本市の西条市消防団が消防庁長官褒状を受けた。

## 2 今治市林野火災

2025（令和7）年3月23日に今治市長沢の山林で発生した山火事は本市の山林にも延焼し、付近の住民に危険が迫ったことから、市内楠・六軒家地区792世帯1,506人（世帯数・人数は楠地区全体）に発生日深夜に避難指示を発令した。地区内にある福祉施設入所者、職員を含め地区住民が最大で163世帯189人避難した。（避難指示は3月28日に解除）

火災は、自衛隊や県の消防防災ヘリコプターによる上空からの散水も繰り返したが、被害面積は拡大した。雨天により火勢が衰えた8日後の3月31日に鎮圧、4月14日に鎮火した。焼損面積は、481.6ha（西条市33.6ha、今治市448.0ha）であり、平成以降、県内最大規模の林野火災となった。

## 第5節 救急・救命・救助活動

救急・救命活動については、救急出動件数・救急搬送人員数ともに増加の一途を辿っていたが、2020（令和2）年から全国的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症が影響し、同年は前年と比べて減少した。

その後、新型コロナウイルスの感染が収束に向かうにつれ、増加傾向となり、2024（令和6）年には、過去最多の救急出動件数6,978件となった。

事故種別でみると、急病が最も多く、次いで一般負傷、年齢別にみると高齢者（満65歳以上）の割合が高く、傷病程度では、入院加療を必要としない軽症が半数近くを占めている。

本市では、救急車の適正利用を推進するため、自身や家族が病気、ケガをしたときに、救急車を呼ぶべきか、自分で病院に行くべきか、それとも様子を見るべきか、判断に迷った際に、電話で相談できる窓口（＃7119）を2023（令和5）年7月から愛媛県及び県下市町と共同運用により開始した。

救助活動については、過去20年間の救助出動件数の平均は年間80件程度で、交通事故が大半を占める。その他の事故として山岳事故が含まれ、近年増加傾向にあり、石鎚山系を管轄する本市の特徴がみられる。

救急出動件数の推移は、図表10-1-12のとおり、救助出動件数の推移は、図表10-1-13のとおりである。

図表10-1-12 救急出動件数の推移

種別/年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
火災	7	16	5	4	7	2	5
自然災害事故	7	0	0	0	0	0	0
水難事故	1	3	1	2	2	5	0
交通事故	556	572	572	561	561	533	521
労働災害事故	46	50	45	55	62	47	39
運動競技事故	24	19	20	26	30	26	16
一般負傷	530	563	549	601	619	555	634
加害	34	26	21	21	23	26	33
自損行為	45	48	54	55	53	50	48
急病	1,938	2,200	2,292	2,334	2,300	2,295	2,427
その他	410	499	450	472	515	557	578
計	3,598	3,996	4,009	4,131	4,172	4,096	4,301

種別/年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
火災	6	7	17	15	15	22	25
自然災害事故	1	1	2	0	0	0	0
水難事故	5	5	5	4	1	3	0
交通事故	541	541	577	554	482	519	501
労働災害事故	37	47	40	49	50	56	39
運動競技事故	32	26	31	22	28	22	33
一般負傷	706	714	723	776	797	739	854
加害	18	25	23	26	31	25	26
自損行為	59	50	45	58	30	55	47
急病	2,617	2,682	2,775	2,778	2,831	2,985	2,986
その他	619	618	672	699	657	704	702
計	4,641	4,716	4,910	4,981	4,922	5,130	5,213

種別/年	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
火災	22	22	21	15	19	25	22
自然災害事故	0	0	2	0	1	0	0
水難事故	2	1	1	5	7	7	8
交通事故	538	429	390	366	389	414	360
労働災害事故	45	61	59	50	63	72	66
運動競技事故	26	18	21	22	24	30	40
一般負傷	823	924	930	932	1,145	1,124	1,212
加害	18	15	14	16	21	21	20
自損行為	35	30	33	39	52	36	38
急病	3,106	2,964	2,926	3,257	3,906	4,329	4,316
その他	760	770	657	752	849	867	896
計	5,375	5,234	5,054	5,454	6,476	6,925	6,978

資料：東消防署・西消防署（事務報告書・一）

図表10-1-13 救助出動件数の推移

(単位：件)

種別/年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
火災（建物）	21	15	23	15	15		2	5	1	3	2
火災（建物以外）	5	6	3	6	3						2
交通事故	41	42	47	42	35	44	34	37	29	31	46
水難事故		2		1	4	8		1	3	4	6
自然災害	7									1	
機械等の事故	2	5	3	3	1		3	1		2	
建物等の事故	1	2	2		2	2	2	1	1		1
ガス・酸欠事故				1	1				1		1
その他の事故	14	23	21	19	30	17	22	33	26	20	29
計	91	95	99	87	91	71	63	78	61	61	87

種別/年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
火災（建物）	1		1	1		2	1	1		1
交通事故	29	42	40	46	40	35	24	32	29	29
水難事故	1	4		2	4	1	4	3	9	3
自然災害			2	1		1				
機械等の事故	1	4	3	1	3	3	2	1	3	3
建物等の事故	1	1	1	2	1	6	7	6	6	3
ガス・酸欠事故			1		1	1		2	4	
その他の事故	30	33	27	27	33	43	41	37	32	42
計	63	84	75	80	82	92	79	82	83	81

資料：消防本部

(注) 「火災」においては、国の救急事故等報告要領が一部改正されたため、平成20年までは消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数で、平成21年以降は、消防機関が何らかの救助活動を行った件数

## 1 西条市救急業務懇話会

旧西条市では二次医療機関（3病院）と消防機関の連携の重要性から「顔の見える関係」を構築するため西条市救急業務懇話会を2000（平成12）年に設立し、合併後は市立周桑病院を加えた4病院の医療スタッフとともに本市の救急業務に係る課題等について取り組んできた。

2008（平成20）年に「災害医療プロジェクトチーム」を設置し集団救急対応訓練の実施に取り組み、その後、医療機関から医師看護師等、消防機関から救急救命士それぞれがメンバーとして参画し、管内における複数傷病者事案発生時の対応について訓練・検証を重ねてきた。

2024（令和6）年7月からは、複数傷病者が発生した際に市内医療機関の受入れを円滑に進めるため市内4医療機関と消防本部の間で新たにDXツールを用いた「複数傷病者事案発生時の初動情報共有体制」を確立し運用している。

## 2 救命入門コース

本市では2004（平成16）年11月に「西条市応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を定めて、住民に対する応急手当の普及啓発活動について取り組んできた。2013（平成25）年度から要綱の一部改正により、救命入門コースを新設し、胸骨圧迫及びAED使用法を中心とした講習を開始した。これは従来の普通救命講習に比べ、短時間となっており、現在、市内全ての中学一年生に実施している。

### 3 西条市応急手当競技大会

2013（平成25）年11月に、「第1回西条市応急手当競技大会」を開催した。この大会は災害や突発的な事故等の発生時における応急手当に対する意識の高揚や、AEDを使用した心肺蘇生法を正確かつ、迅速に実施できるよう、知識や技術の向上を図ることを目的としたものである。

当初は市内の病院、社会福祉法人、介護老人保健施設に加えて一般企業も参加していたが、2019（令和元）年度の第7回大会は社会福祉施設対象の大会とした。2020（令和2）年度からコロナ禍で中止となったが、2023（令和5）年度に第8回大会として復活した。この大会は市内小中学校養護教諭を対象とし、学校内で発生する可能性のある事故等を想定した競技内容とした。

2024（令和6）年度の第9回大会は、県内初の試みとして市内の高校生を対象とした大会を開催した。

### 4 救急広報活動

2014（平成26）年9月7日、応急手当の方法や、救急車の適正利用などを呼びかけ、救急医療への理解を深める目的で、フジグラン西条店で「救急フェスティバル2014」を開催した。救急救命士による救急活動の実演や看護師による血圧測定などに多くの人々が来場した。その後も、フジグラン西条店やDCMダイキ周桑店を会場に定期的に開催していたが、コロナ禍により一時中断を余儀なくされた。

2023（令和5）年8月27日に会場をSAIJO BASEへ移し、名称を「救急フェア」に改め、心肺蘇生体験や救急車展示などに加えて、救急に関する作品の展示、応急手当普及啓発の動画放映、防災コーナー等を設けて開催した。

また、2023（令和5）年度から、市内二次医療機関に勤務する医療従事者を対象に、救急自動車同乗研修の受入を開始した。これまでに8人の医療従事者が研修を受け、救急隊員と医療従事者との顔の見える関係を強化し、円滑な救急体制の一助となっている。

### 5 西条市消防本部救急技術研修会

2020（令和2）年1月23日、24日に西条市西消防署において、救急隊員の技術向上を目的とした救急技術研修会を開催した。救急救命士の養成機関である（一財）救急振興財団、救急救命九州研修所の教授・教官を招いて、研修所のプログラムに基づく教育訓練を、地方の消防機関や医療機関の職員を対象に行ったもので、全国初の取組となった。

### 6 口頭指導技術発表会

通信指令員の口頭指導技術の向上が叫ばれる中、口頭指導技術と指令管制業務の資質を向上させ、口頭指導による救命率の向上を図ることを目的に、2017（平成29）年11月24日、西条市西消防署で、東予地区消防本部初の口頭指導技術発表会を開催した。発表会には、本市消防本部の職員に加え、医療従事者、近隣消防など約80人が参加し、通信指令に携わる本市消防職員5人が、心肺蘇生法、熱傷、止血等の口頭指導技術を発表し、医師や消防関係者と活発な意見交換を行った。また、2019（令和元）年11月11日には、東予地区4消防本部合同の口頭指導技術発表会を西条市西消防署で開催した。

## 7 ライフジャケットレンタルステーション開設

2018（平成30）年4月1日から子ども用ライフジャケットを無料で貸出しする「ライフジャケットレンタルステーション」をスタートさせ、東・西消防署に配備した。同ステーションの開設は、2012（平成24）年7月20日のお泊り保育行事中に起きた、加茂川の急な増水による水難事故の教訓を生かし、二度と同じ悲劇を繰り返さないために始まった事業である。

2017（平成29）年に、事故のご遺族が設立された一般社団法人吉川慎之介記念基金からライフジャケット100着が本市に寄贈され、運用の窓口は東・西消防署とした。ライフジャケットは、適応身長や体重別に子ども用SとMの2種類のサイズを備え、市内に在住、又は在学する児童、生徒の保護者、又はそれらの活動を引率・監督する成人を対象に貸し出した。

その後、ライフジャケットの利用が続けられ老朽化したことから2021（令和3）年度に新しいライフジャケットに更新した。これらの取組により、水辺でのライフジャケットの着用の必要性について、一定の周知を行うことができたことから、2024（令和6）年4月からは、市内小中学校において実施する水辺の事故予防学習でライフジャケットを使用することとし、一般貸出を終了した。

また、こうした取組を続ける中で、市民的な活動が広がり、店舗経営者などにおいても、ライフジャケットの普及活動を推進する取組が始まった。

## 第2章 防災

### 第1節 災害の発生状況

本市における、合併前後から2024（令和6）年度までの間の主な自然災害の発生状況は次のとおりである。

図表10-2-1 主な自然災害の発生状況（H16.9.29以降）

年月日	災害名	被害等の概要
H16.9.29	台風21号	（後述）3章1節
H16.10.19～20	台風23号	（後述）3章1節
H23.9.2～4	台風12号	○降雨量：平野部267.0mm（東消防署）、山間部760.0mm（東之川） ○1時間最大雨量：2日 18：00～19：00 54.0mm（黒瀬ダム） 東消防署38.0mm ○被害状況 床上浸水10棟、床下浸水53棟、非住家被害4棟 公立文教施設8か所、農林水産施設123か所、道路16か所、河川30か所、 橋梁3か所、港湾11か所、その他公共施設8か所、農産194.4ha、53.2t ○被害額 720,039千円
H29.9.17～18	台風18号	○被害状況 軽傷者1名、床上浸水62棟、床下浸水327棟、道路89か所、 水路85か所、農業用道路38か所、林道26か所、農地保全79か所 ○被害額258,885千円
H30.7.5～8	平成30年 7月豪雨	○被害状況 床下浸水4棟 ○被害額127,260千円 広島県、岡山県の他、南予を中心とした愛媛県内で甚大な被害が発生 本市は西予市をカウンターパートとした被災地支援を実施
H30.9.30～10.1	台風24号	○被害状況 床上浸水26棟、床下浸水89棟 ○被害額1,107,975千円

資料：危機管理課

### 第2節 防災体制

#### 1 西条市地域防災計画

##### (1) 計画の概要

西条市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、2004（平成16）年の新市発足に伴い、旧市町における地域防災計画を統合再編し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定した。

地域防災行政に関しては、合併前は消防部門による水防活動や総合防災訓練などが中心であり、地域防災としての全体的な観点が不十分であった。2004（平成16）年の台風第21号による甚大な被害を契機に2006（平成18）年度に市民安全部を組織し、防災体制を整え、各種防災対策の充実を図った。

本計画は、市、県、指定地方行政機関等、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、防災対策に取り組むための基本方針となる。地域における生活者の多様な視点を反映するため、市長を会長として計画の作成及び実施の推進などを行う防災会議の委員を任命し、計画決定過程においては男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮するとともに、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うようにしている。

本市では、「死ぬな！ 逃げろ！ 助けろ！」を合言葉に、一人ひとりが災害に備える「自助」と、地域で協力して災害に備える「共助」による防災・減災対策に注力している。「死ぬな！」の備えとしては、阪神・淡路大震災で亡くなった人の原因のうち、家具の転倒などによる圧死・窒息死が8割以上を占めていたことから、家屋の耐震補強、防災グッズを利用した家具の固定やガラスの飛散防止などを推奨している。「逃げろ！」の備えとしては、地域防災地図等を活用した地域の危険箇所や避難場所等の確認などを推奨している。「助けろ！」の備えとしては、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織の平時からの活動を推奨している。

なお、本市が処理すべき業務に関しては、風水害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編に分けて整理している。

### (2) 地震災害対策編・津波災害対策編の新設

地震災害対策編及び津波災害対策編は、当初、震災対策編として一つにまとめていたが、2011（平成23）年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（以下「東北地方太平洋沖地震」という）において想定外の甚大な被害が出たことに対応し、西条市防災士連絡協議会や西条市防災対策研究協議会を設置し、地域防災力の強化を図るとともに、防災対策の課題と対策を検討した。

また、国は防災基本計画の修正や災害対策基本法等の改正、愛媛県は県地域防災計画の修正や県独自の地震被害想定調査を実施した。

これらを踏まえて、地域防災計画の修正に際し、津波の被害・対策は地震の揺れによるものとは異なることから、専用の編を設け、予防、応急対策、復旧・復興の各段階における対策を体系的に示すこととし、震災対策編を廃して、地震災害対策編及び津波災害対策編を新たに設けた。

### (3) 2014（平成26）年以降の修正

2014（平成26）年8月に発生した「平成26年8月豪雨」による災害、2016（平成28）年4月14日に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」（以下「熊本地震」という）を受けて国は災害対策基本法を改正、愛媛県は地域防災計画を修正した。また、2018（平成30）年7月、愛媛県下では大雨による豪雨災害が発生した。その教訓を踏まえ、国・県の修正・変更内容や地域の実情を反映するために、本市では、2019（平成31）年3月に地域防災計画を修正した。

主な修正内容は、大災害を踏まえた備蓄、受援体制の構築、災害を軽減するための事業者の役割、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策、洪水に係る浸水想定地域の見直しと浸水区域の水深及び浸水継続時間の公表、土砂災害区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施、避難勧告等の文言の見直し（避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始、避難指示→避難指示〈緊急〉）などである。

2021（令和3）年2月の地域防災計画の主な修正内容は、要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成等、関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく南海トラフ地震臨時情報発表時の対応についてなどである。

2022（令和4）年3月の地域防災計画の主な修正内容は、新型コロナウイルス感染症対策、広域避難に関する事項、大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応についてなどである。

2024（令和6）年2月の地域防災計画の主な修正内容は、津波対策の推進（地域特性に応じた避難路等の整備の推進等）、避難所における食物アレルギーへの配慮、個別避難計画の作成目標や作成の進め方等を追加、災害対策本部等におけるチーム制の導入についてなどである。

なお、地域防災計画は、国の防災基本計画の修正等を踏まえて、随時修正している。

## 2 西条市国土強靱化地域計画

### (1) 計画の概要

2013（平成25）年に制定された国土強靱化基本法に基づき、2019（令和元）年に西条市国土強靱化地域計画を策定した。

近年、日本では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発、激甚化に晒されており、本市においても、毎年のように台風や豪雨等風水害による浸水被害や土砂災害が発生し、今後30年以内には80%の確率で南海トラフ地震の発生も予測されている。本計画は、こうした危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望をもてる環境づくりを行うことを目的として策定したものである。

「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するために基本目標として、①人命の保護が最大限図られること、②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興の4点を定めた。

計画期間は、第2期西条市総合計画に合わせ2019（令和元）年度から2024（令和6）年度とし、年度、分野ごとに重要業績指標を定め、その達成状況を確認しながら更新している。

なお、毎年度更新した計画を市ホームページにて公開している。

### (2) 脆弱性の評価

四つの基本目標を達成するため、「8つの事前に備えるべき目標と30の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（図表10-2-2）を設定し、脆弱性の評価を行った。

図表10-2-2 8つの事前に備えるべき目標と30の起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

資料：危機管理課（国土強靱化地域計画）

(3) 強靱化の推進方針

同計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を図表10-2-3のように定めた。

図表10-2-3 事前に備えるべき目標と最悪の事態を回避するために必要な推進方針

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物等の耐震化、空き家対策、ブロック塀対策など
		1-2	海岸保全施設等の整備、水門・陸閘等の閉鎖対策など
		1-3	河川改修等治水対策の推進、土砂災害防止施設の整備など
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	備蓄の推進、緊急輸送道路の確保、水道施設の耐震化など
		2-2	防災ヘリ離着陸場所の確保、代替ルートの整備、法面の保全など
		2-3	消防、警察等関係機関の連携強化、地域の防災意識の向上など
		2-4	避難所の確保、公衆無線LANの整備、防災資機材の充実など
		2-5	災害医療体制の充実強化、ドクターヘリ等の効率的な運用など
		2-6	疫病・感染症対策、遺体対策の体制整備など
		2-7	被災者の健康管理やメンタルケア、災害時のペット対策など
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	業務継続計画（BCP）の推進、受援体制の強化、訓練の充実など
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信基盤の強化、非常用電源の確保、衛星携帯電話の整備など
		4-2	防災行政無線やメール、アプリ、SNSによる災害情報の発信
		4-3	防災教育の充実、防災訓練の実施、要配慮者支援対策など
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保など
		5-2	金融機関における防災対応の推進
		5-3	食料等の供給体制の確保、物流機能の維持・早期再開など
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	ライフライン事業者との連携、エネルギー供給の多様化など
		6-2	汚水処理施設の防災対策、合併浄化槽の整備の促進など
		6-3	地域道路ネットワークの構築、耐震強化岸壁の整備など
		6-4	広域的な応援体制の整備、海岸保全施設の嵩上げや耐震化など
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の火災対策、緊急車両等通行経路の確保など
		7-2	ため池の耐震対策、ため池浸水被害想定区域図の作成など
		7-3	有害物質の拡散防止対策、事業所の有害物質保管状況の把握など
		7-4	農地・農業水利施設の適切な保全管理、森林の荒廃対策など
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理計画の推進、災害廃棄物処理体制の強化など
		8-2	地域コミュニティの活性化、地域外からの移住の促進など
		8-3	文化財の耐震化、博物館における展示・収蔵方法の見直しなど
		8-4	堤防・護岸・水門等海岸保全施設の整備、住宅の応急修理対策など
		8-5	風評被害等を防ぐための適切な対応

資料：危機管理課（国土強靱化地域計画）

3 西条市水防計画

西条市水防計画の目的は、水防法の規定に基づき、本市域に係る洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することである。

2004（平成16）年の新市発足に伴い、旧市町における計画を統合再編し新市全域における水災時の対応計画として定めており、毎年、所定の手続により必要な修正を行っている。

#### 4 西条市実践防災計画

合併直前の2004（平成16）年の台風第21号・23号によって、山間部では土石・森林材が川に流入して土石流・流木となり、小河川の橋脚にせき止められて氾濫し、多数の人命被害が発生した。この事態を振り返り、本市では、防災活動を活性化させる目的で、土砂災害、河川氾濫、地震・津波対策も含めたあらゆる災害に強いまちづくりの実現に向けて、西条市実践防災計画を策定した。

本計画の目的は、①まず地域の弱い人たちを災害から守ること、②できるだけ早く逃げること、③危険な地域を知ることである。

本計画に基づき、①地域住民からの聞き取り調査、②災害図上訓練、③災害現場見学ツアー、④コミュニティハザードマップ（地域防災地図）の作成、⑤地域の災害時連絡体制の確立等を行った。

#### 5 災害時応援協定

災害発生時に各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、民間事業者や関係機関との連携を更に強化する目的で、令和7年3月末現在において、126の公共団体や民間事業所等と災害時応援協定（図表10-2-4）を締結している。

図表10-2-4 災害時応援協定一覧(R7.3月末)

区分	協定名	締結先	締結日
公共団体等	1 災害時相互応援協定	三重県伊勢市	H14.10.10
	2 災害時における職員（現地情報連絡員）の派遣等に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H23.11.11
	3 瀬戸内海広域災害相互応援協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会加盟28市町村	H24.3.29
	4 災害時（危機発生時）相互応援協定	福島県相馬市	H24.5.19
	5 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定	愛媛県	H26.10.2
	6 災害時（危機発生時）相互応援協定	新潟県新潟市	H27.6.13
	7 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	愛媛県及び県内20市町村	H28.2.17
	8 GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	国土交通省四国地方整備局 港湾・空港部	H29.6.6
	9 西条市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	R3.10.1
	10 災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理協会	R4.2.18
	11 災害対応措置に関する協定	愛媛森林管理署	R1.5.28
	12 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会、県、県内市町	R1.5.22
	13 災害時の動物救護活動に関する協定	(公社)愛媛県獣医師会	R2.10.22
	14 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定	今治市	R3.1.15
	15 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定	松山市	R4.8.4
	16 西条市と今治海上保安部との包括連携協定	今治海上保安部	R5.5.29
物資調達等	17 災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	H17.11.11
	18 災害時における救援物資提供に関する協定	ダイド-光藤ビバレッジ(株)	H20.9.5
	19 災害時等における物資の供給協力等に関する協定	DCM(株)	H20.10.7

物資 調 達 等	20	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	(株)フジ	H20.10.7
	21	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H21.5.29
	22	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合コープえひめ	H25.2.13
	23	災害時等における支援協力に関する協定	(株)ハローズ	H25.6.24
	24	災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定	えひめ未来農業協同組合	H21.5.15
	25	災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定		R5.3.14
	26	災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定	周桑農業協同組合	H21.5.25
	27	災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定		R5.3.14
	28	災害時における応急生活物資（LPガス等）供給に関する協定	(社)愛媛県LPG協会西条支部 (社)愛媛県LPG協会周桑支部	H21.12.22
	29	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	愛媛県石油商業組合西条支部	H22.4.13
	30	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	日野興業(株)松山営業所	H22.10.27
	31	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	(株)ダイキアクス	H25.11.1
	32	災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定	(株)大屋	H26.1.14
	33	災害時における物資供給協力に関する協定	愛媛県森林組合連合会、いしづち森林組合、宇摩森林組合	H26.2.7
	34	災害時における農業用水供給の協力に関する協定	道前平野土地改良区	H26.3.26
	35	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園	H26.6.27
	36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H26.9.16
	37	大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定	東予広域生コンクリート協同組合	R2.10.19
	38	災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定	(株)アクティオ四国支店	R3.7.19
	39	災害時等における支援協力に関する協定	(株)クルトロード	R3.7.19
	40	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	愛媛キッチンカー協会	R3.7.26
	41	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	R4.3.34
	42	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	R4.3.34
	43	災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業(株)、西日本三菱自動車販売(株)	R4.11.24
	44	災害時における食品及び飲食物品供給業務の協力に関する協定	(株)遊食房屋	R6.7.8
	45	災害時等における段ボール製品の調達に関する協定	四国段ボール(株)	R6.8.2
	46	災害時における消化ガス発電設備による電力供給に関する協定	ヤンマーエネルギーシステム(株)	R6.10.28

医療救護	47	災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県医師会、愛媛県と愛媛県全域市町	H8.2.1
	48	災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県歯科医師会、愛媛県と愛媛県全域市町	H15.4.9
	49	災害時の医療救護に関する協定	(一社)愛媛県薬剤師会、愛媛県と愛媛県全域市町	H15.4.9
	50	災害時の医療救護に関する協定	(公社)愛媛県看護協会、愛媛県と愛媛県全域市町	H15.4.9
応急復旧	51	災害時における産業廃棄物等の処理等の協力に関する協定	(一社)えひめ産業資源循環協会・県・県内市町村	R1.6.24
	52	災害時における水道施設の復旧作業の応急対策への協力に関する協定	西条市管工事協同組合、東予・周桑管工事業協同組合	H18.7.25
	53	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)愛媛県建設業協会西条支部	H18.12.21
	54	災害時における応急対策業務に関する協定	愛媛東予クレーン協同組合	H26.11.10
	55	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	愛媛県土地家屋調査士会	H25.2.26
	56	災害時における上下水道施設等の応急復旧に関する協定	四国積水工業(株)	H26.7.29
	57	災害時等の協力に関する協定	休暇村 瀬戸内東予・今治市	H27.3.23
	58	災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定	西条市内の20郵便局	H27.6.1
	59	災害時等における応急対策活動に関する協定	西条石材組合	H27.6.15
	60	災害時等における業務協力に関する協定	(有)濱名自販	H28.5.30
	61	災害時における施設利用に関する協定	檜垣産業(株)	H30.3.30
	62	西条市・株式会社フソウ災害支援協定	(株)フソウ 四国支店	
	63	西条市・新明和工業株式会社災害支援協定	新明和工業(株)	H31.2.18
	64	西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定	(株)荏原製作所 四国支店	
	65	大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定	(一社)日本石材産業協会愛媛県支部、(一社)日本石材産業協会	R3.7.19
	66	災害時における応急対策業務に関する協定	西条造園事業組合	R3.7.26
	67	災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定	愛媛総合警備保障(株)	R4.3.24
	68	災害時の協力に関する協定	(一財)四国電気保安協会	R5.3.14
	69	災害時における応急復旧支援協力に関する協定	シンフォニアテクノロジー(株) 中国営業所	R5.8.23
	70	災害時における応急復旧支援協力に関する協定	安川オートメーション・ドライブ(株) 大阪支店	R5.8.23
	71	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)ダイナム	R5.10.27
	72	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	愛媛県電気工事工業組合西条支部 西条電気工事協同組合 愛媛県電気工事工業組合	R5.12.14
	73	災害時における応急復旧支援協力に関する協定	(株)日立インダストリアルプロダクツ	R6.6.28
	74	災害時における応急復旧支援協力に関する協定	(株)ミゾタ	R6.6.28
避難所等	75	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)あおい会	H27.2.20
	76	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)いしづち会	

避難所等	77	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	H27.2.20
	78	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)回生会	
	79	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)亀天会	
	80	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)光明会	
	81	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)潤和会	
	82	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)聖風会	
	83	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)丹原福祉会	
	84	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)同心会	
	85	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)白鳥会	
	86	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)愛寿会	
	87	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)弘仁会	
	88	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)倬清会	
	89	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)北辰会	
	90	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)門の内会	
91	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)社団更正会		
被災者	92	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(有)あさひ	R3.2.18
	93	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(有)エンジェル・コール	R7.2.28
	94	津波災害発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)西条ドライビングスクール	R3.7.26
	95	災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	西条市社会福祉協議会	H19.3.27
輸送	96	災害時における被災者支援に関する協定	愛媛県行政書士会	H29.2.14
	97	災害時の物資等の輸送に関する協定	新居浜・西条地区トラック協会西条支部	H25.11.28
	98	災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定	石鎚環境協同組合	H27.6.1
	99	災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定	西条清掃協同組合	R2.10.1
	100	災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定	介護・ケアタクシー マリン	R4.10.25
	101		介護タクシー いぶぎ	
	102		介護福祉タクシー いまい	
	103		(株)アイ・エス・アイ (石鎚タクシーついでたち営業所)	
104	(株)福祉サポート広栄			
105	(株)みらい			
106	ときわタクシー(株) (三芳営業所)			
107	(有)東豫タクシー			

輸送	108		(有)ネオメイト ライフサポートみのり	R4.10.25
	109		渡部タクシー(株)	
	110	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株) 四国支店	R4.11.25
	111	ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関する協定	(株)ACSL	R6.9.19
通信	112	災害時における緊急放送・通信に関する協定	(株)ハートネットワーク	H25.12.2
	113	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2.8.11
西条市協力からの	114	大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定	西条西警察署	H21.11.26
	115	大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定	西条警察署	H22.6.21
	116	災害時の協力に関する協定	四国電力送配電(株)新居浜支社	H26.2.6
消防関係	117	愛媛県消防防災ヘリコプターへの支援に関する協定	県と20市町及び4消防事務組合	H18.3.1
	118	愛媛県消防広域相互応援協定	愛媛県・20市町、4消防事務組合	R2.3.31
	119	東予広域消防相互応援協定	6市13町7村4消防事務組合等	S54.12.14
	120	愛媛県消防団広域相互応援協定	愛媛県・20市町・4事務消防組合	R2.3.31
	121	救急業務応援協定	西条市・上浮穴郡生活環境事務組合	S55.6.13
	122	消防相互応援協定	重信町・川内町・丹原町・東温消防等事務組合・周桑事務組合	H4.4.1
	123	松山自動車道消防相互応援協定	西条市・周桑事務組合・小松町・丹原町・東温消防等事務組合・川内町	H6.10.17
	124	今治小松自動車道消防相互応援協定	西条市・周桑事務組合・東予市・小松町・丹原町・東温消防等事務組合・川内町	H11.7.2
	125	今治小松自動車(今治湯ノ浦～東予丹原)消防相互応援協定	周桑事務組合・東予市・丹原町・今治市・今治地区事務組合	H13.6.8
	126	広域消防相互応援協定	西条市、いの町、仁淀消防組合	H18.4.1

資料：危機管理課

## 6 西条市防災マップ

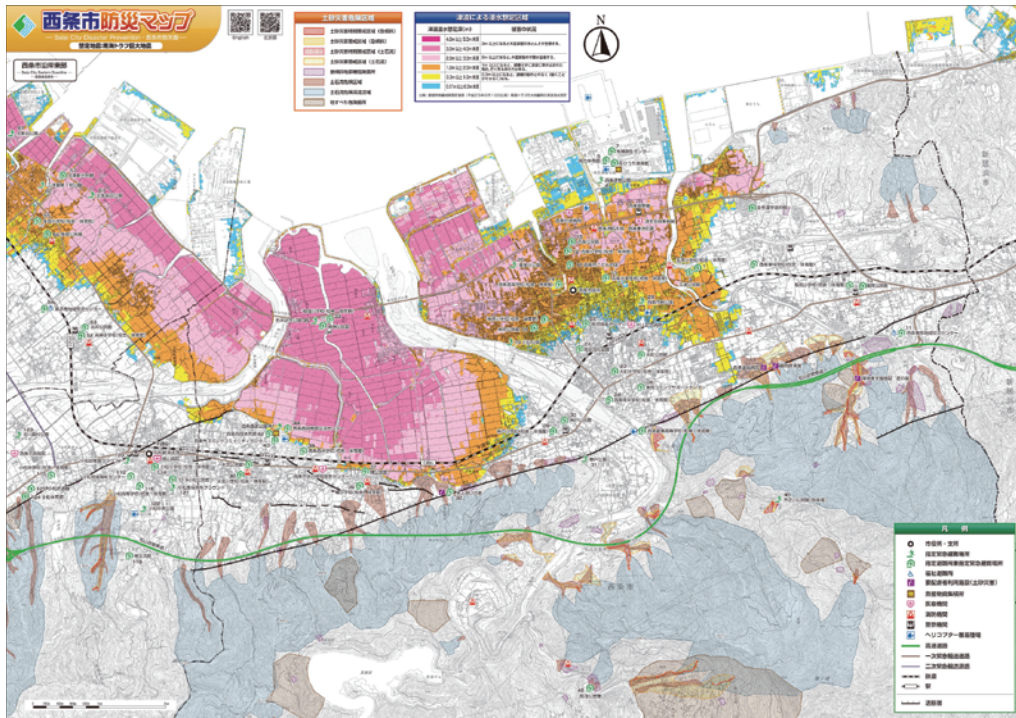
2005(平成17)年度、総合防災マップとして暫定版の防災マップを作成した。その後、2008(平成20)年度に、初版を作成し市内全戸配布を実施した。2004(平成16)年の台風災害のような豪雨災害や南海トラフ地震等に備え、市民に地域の危険箇所や避難場所を分かりやすく知らせることを目的とした。

2018(平成30)年度には改定を行った。土砂災害危険区域は、急傾斜や土石流の危険性によって区分した。土砂災害特別警戒区域(急傾斜、土石流)、土砂災害警戒区域(急傾斜、土石流)、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、土石流危険渓流流域、地すべり危険箇所に分けて、模様別に区分した。また、津波による浸水想定区域は、浸水想定深を6段階で色別に区分し、一目でリスクの大きさが分かるようにしている。

防災マップは、沿岸部と山間部に分け、それぞれを東部と西部に分けて、地域の特性に沿ったものとしている。

また、災害に関する基礎知識や防災メモ、災害伝言ダイヤル・伝言板、非常時持ち出し品、応急手当の方法などの情報を掲載している。防災マップは、英語版、中国語版も作成している。

図表10-2-5 防災マップの例（沿岸部東部地域マップ）



資料：危機管理課

## 7 西条市ハザードマップ

ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことである。本市では災害の種類別に、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの3種類を作成している。

### (1) 土砂災害ハザードマップ

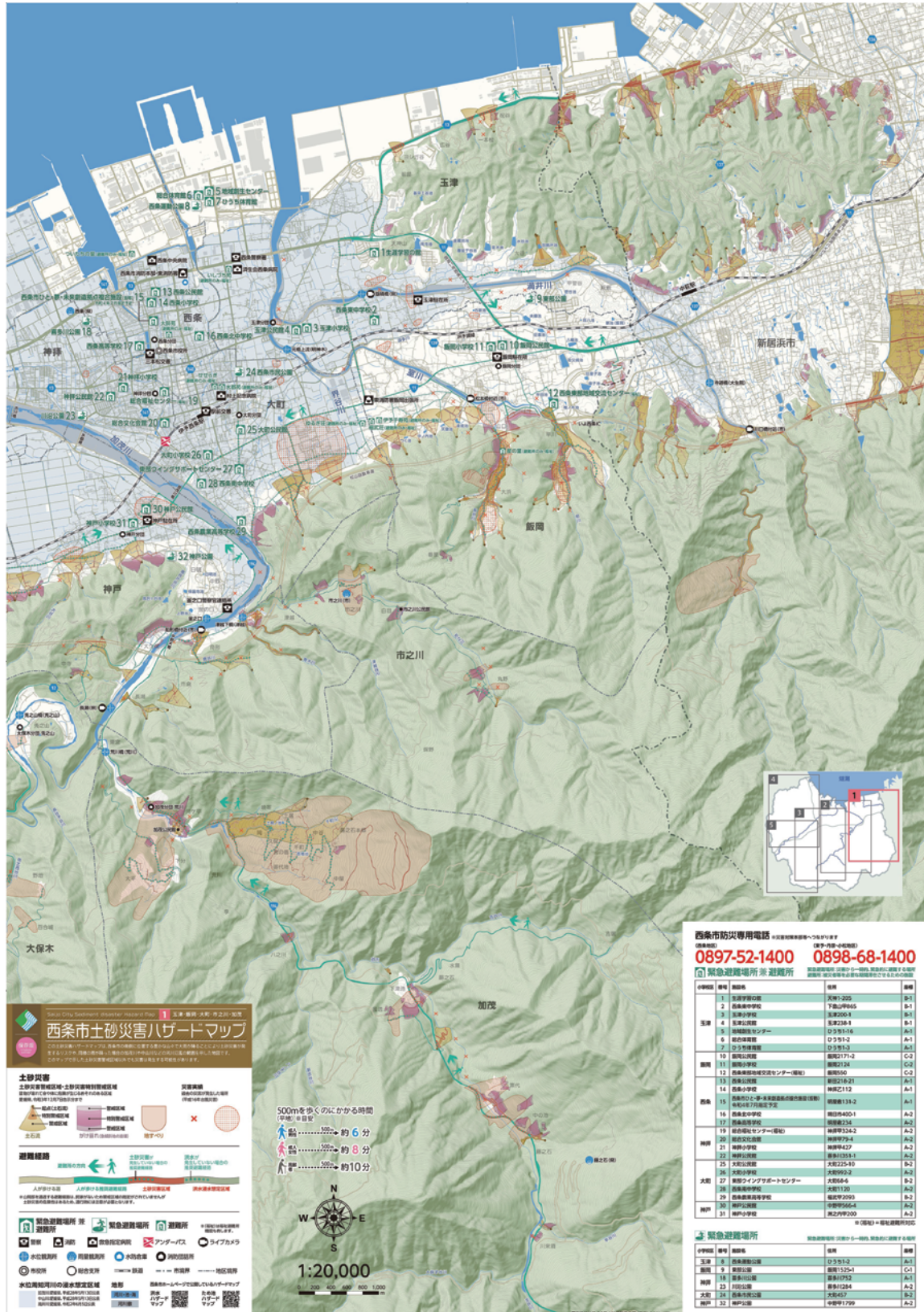
土砂災害防止法に基づき、災害の危険性を事前に把握し、大雨等により土砂災害が予想される場合や土砂災害が発生した場合に、市民が安全に避難することを目的として2016（平成28）年に作成した。土砂災害に特化したマップの作成は、2004（平成16）年の台風第21号被害だけでなく、2014（平成26）年の西日本豪雨により広島市で大規模な土砂災害が発生したことを踏まえ、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を周知すべきとの認識からである。

2022（令和4）年2月、土砂災害のおそれのある地域である土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び建物が壊れて命や体に危険が生じるおそれのある地域である土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に、愛媛県から指定された地域を対象に、五つの地域版の土砂災害ハザードマップを作成した。

- ① 玉津・飯岡・大町・市之川・加茂（図表10-2-6）
- ② 神戸・橘・氷見・大保木
- ③ 小松・石根・石鎚
- ④ 吉岡・楠河・庄内・丹原・徳田・田野
- ⑤ 中川・桜樹

土砂災害ハザードマップには、避難情報が発令された時の行動の仕方や土砂災害に関する気象情報の解説、マイ・タイムライン作成メモといった情報も掲載している。

図表10-2-6 土砂災害ハザードマップの例（玉津・飯岡・大町・市之川・加茂）



資料 危機管理課

(2) 洪水ハザードマップ

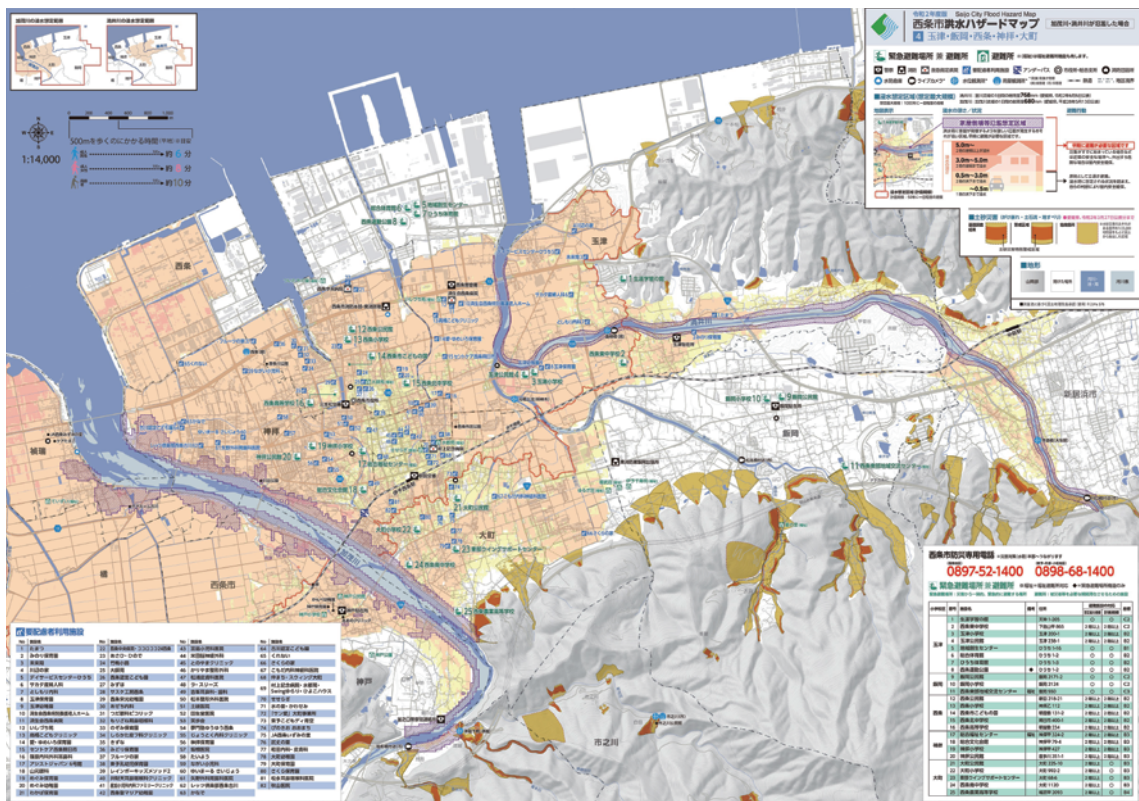
2004（平成16）年に発生した全国各地での一連の豪雨災害で明らかとなった課題を踏まえ、水防法の一部が改正され、2005（平成17）年7月1日から施行された。この水防法改正により、浸水想定地域の指定と公表を行う河川が水位情報周知河川（\*1）にも拡大されるとともに、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長に、洪水予防等の伝達方法や避難場所等について、記載した洪水ハザードマップ等による住民への周知が義務付けられた。

これを受けて、本市では、愛媛県が指定する河川について、県の浸水想定区域調査を基に、2006（平成18）年度から翌年度にかけて加茂川及び中山川の大雨による堤防決壊を想定して、洪水ハザードマップを作成した。

その後、改定を行いながら、2021（令和3）年度には、渦井川を追加したハザードマップを作成している。

\*1 水位情報周知河川：特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒する水位で、住民の避難等を行う目安となる水位）を設定し、その水位に達したときはこの旨を市町村長等関係者に通知するとともに一般に周知する河川

図表10-2-7 洪水ハザードマップの例  
（玉津・飯岡・西条・神拝・大町〈加茂川・渦井川〉）



資料：危機管理課

(3) 高潮ハザードマップ

2021（令和3）年度、水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮に係る浸水を想定した高潮ハザードマップを作成した。高潮ハザードマップは、2020（令和2）年8月に愛媛県が公表した浸水想定区域図を基に作成し、予想される浸水の深さや避難場所などの情報を掲載している。東版（西条地域）と西版（東予地域・丹原地域・小松地域）の二つの地域版に分かれている。

## 8 西条市災害時受援計画

2012（平成24）年6月以降、国は災害対策基本法及び防災基本計画を逐次改正するとともに、被災都道府県・被災市町村の受援体制整備を促すため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定している。

これに伴い本市でも、人的・物的資源の受入手順等の体制整備や、応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定め、大規模災害時には外部からの応援を迅速、的確に受け入れることを目的に、2022（令和4）年8月に「西条市災害時受援計画」を策定した。計画では、発動要件や人的・物的両面からの受援体制を定めている。

## 9 西条市災害廃棄物処理計画の策定

本市において大規模災害が発生した場合の廃棄物（災害廃棄物）の迅速かつ適正な処理を推進するため、環境省が2014（平成26）年3月に策定した災害廃棄物対策指針や愛媛県が2016（平成28）年3月に策定した愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえるとともに、西条市地域防災計画や西条市一般廃棄物処理基本計画を補完・具体化した形で、2019（平成31）年3月に西条市災害廃棄物処理計画を策定した。

なお、自治体における災害廃棄物処理体制の構築に対する支援として環境省が実施している災害廃棄物処理計画作成モデル事業に、愛媛県西条ブロック（西条市・新居浜市）が2017（平成29）年度に選定され、市域を超えた広域連携の検討が行われた。

## 10 西条市避難所設置運営マニュアル

大規模な災害が発生し避難情報を発令した場合、市は避難所を開設する。避難所での混乱やトラブルをできる限り回避し、快適で秩序ある避難所生活を送ることができるよう、2016（平成28）年度に西条市避難所設置運営マニュアルを策定した。目的は、避難所でいつ、誰が、何を、どのように行うべきかを明確にすることである。

本マニュアルは、その後の災害の経験や訓練での成果等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを行っている。

# 第3節 防災対策

## 1 総合防災訓練

本市と西条市連合自治会では、自主防災組織（自治会）、防災関係機関等と連携し、市民の迅速な避難の徹底と災害発生時の対応能力の向上を図ることを目的として、2007（平成19）年度から、毎年持ち回りで対象地区を指定し、南海トラフを震源とした地震を想定した市民参加型の実践的な総合防災訓練を行っている。そのほか、県と連携した防災訓練も随時実施している。

## 2 災害用備蓄物資整備

本市では、災害時の避難所運営や応援物資、不測の事態に備えた備蓄を行っている。具体的には、市民の生活や安全を確保するため、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、備蓄状況の確認や関係者間での情報共有を実施している。

また、流通備蓄の推進と、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図るため、民間企業や民間団体と協定締結を行っている。

大規模な風水害が発生した場合、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識のもと、初期対応用として十分な量の物資を備蓄するほか、集中備蓄のみならず、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄も行っている。

また、本市消防団では、「地震・津波災害発生時における安全管理マニュアル」に基づき、土のうなど備蓄品リストを作成し、災害用備蓄物資を整備している。

## 3 防災情報の提供・伝達

災害時、正確な状況把握、避難の判断などが、生死を分けることもある。正確な防災情報の提供が不可欠であることから、本市では、災害対策本部を設置すると、市のホームページのトップページを災害用ページに切り換えて迅速に防災情報の提供を行っている。

非常時の防災情報の提供手段として、NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイルが提供している緊急速報サービスを活用した災害情報の配信（緊急速報メール）の配信を行っている。

また、2005（平成17）年度から災害発生時に孤立のおそれがある地区の情報収集手段を確保するため、衛星携帯電話などを配備している（防災情報の提供・伝達の方法の詳細な内容は5節を参照）。

## 4 西条市防災対策研究協議会

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えることを目的として、2012（平成24）年から2年間にわたり、防災・減災対策の研究者及び防災関連機関の関係者10人で構成する西条市防災対策研究協議会を設置した。協議会の目標は、①平成16年台風災害以降の防災・減災対策の再点検、②市独自の新たな防災・減災対策の検討であり、最終目標は「災害に強いまち・西条」の実現で、7月に第1回の会合を開催し、以降、市民作業部会の意見も取り入れながら災害に強いまちづくりの在り方等について議論を重ね、2014（平成26）年に、「～“災害に強いまち・西条”を実現するために！～西条市の防災・減災対策への提言」として取りまとめを行っている。

# 第4節 自主防災・防災教育

## 1 自主防災組織育成事業

自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感により、住民が自主的に協力し合い、災害に備えるために、平時から様々な活動を行う組織である。

本市では、2004（平成16）年の台風第21号・23号による土砂災害で甚大な被害が生じた。当時、孤立した地域もあり、実際に自分たちで何とかしなくてはならない状況を経験した人も多かったことから、自主防災組織の必要性が認識されることになった。

合併前、旧東予市で1組織が結成されていたが、合併後の2004（平成16）年度には、市内6地区で結成され、その後、新市の全域での組織化が進み、2024（令和6）年度末現在、市内で360の単位自主防災組織、13の連合自主防災組織が結成されており、市内での結成率は94.9%となっている。

本市では、自主防災組織育成支援のため、自主防災組織を結成する意向がある自治会や団体に結成までの流れや活動内容を説明するとともに、既存の自主防災組織に対して、要望に応じ防災説明会の開催や訓練の指導などを行っている。

また、防災資機材の貸与や活性化支援事業などの補助事業を通じて運営支援を行っている。

図表10-2-8 自主防災組織数

地区		単位 組織数	地区		単位 組織数	地区		単位 組織数
西条	玉津	11	東予	周布	10	丹原	丹原	10
	飯岡	21		吉井	4		徳田	7
	西条	26		多賀	3		田野	15
	神拝	30		壬生川	37		中川	7
	大町	42		国安	7		桜樹	5
	神戸	28		吉岡	8	小松	小松	18
	禎瑞	6		楠河	6		石根	10
	橘	12		三芳	4	合計	360	
	氷見	24		庄内	7			
	加茂	1						
	大保木	1						

資料：危機管理課

## 2 防災士育成事業

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認証する民間資格である。「自助」「共助」「協働」を原則とし、災害に対する十分な知識や技能を有することで、地域や職場等の様々な場で防災力を高める活動が期待されている。本市では、自主防災組織の中心的な役割を担う人材を養成するため、市内在住者（自治会からの推薦者等）を対象に、2006（平成18）年度から防災士資格の取得支援として防災士育成事業を行っている。

また、市内の防災士を対象に、2007（平成19）年度から毎年1回、フォローアップ研修を実施している。研修では、防災に関する講演や風水害対応図上訓練などを行っている。

2011（平成23）年7月30日、市内での防災士の活動を推進し、防災に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚並びに地区防災士連絡協議会間の連携を図ることにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に資することを目的として西条市防災士連絡協議会を設立した。

2016（平成28）年度からは愛媛県防災士養成講座を活用し、防災士資格の取得に係る経費の一部を市が負担するとともに、自治会からの推薦者等のほか小・中学校の教職員も防災士育成事業の対象とした。

また、2017（平成29）年度からは、更に対象者を拡大し、高校生も対象としており、2024（令和6）年度までに累計133人の高校生の防災士が誕生している。

2019（令和元）年度からは、地域での防災活動を一層推進するため、新たに愛媛県消防学校が開催する地域防災リーダースキルアップ実技講座の受講に係る支援を実施している。

### 3 西条獅子舞フェスティバル

2004（平成16）年の台風災害を契機に、地域における助け合いネットワークづくりの必要性が再認識されたことを受け、伝統行事として地域で受け継がれる獅子舞が強固なコミュニティの核となって地域の助け合いネットワークをつくり、防災力強化へつながるとの思いから2006（平成18）年10月29日に「第1回西条獅子舞フェスティバル」を西条運動公園芝生広場で開催した。当日は市内11の獅子舞団体と、ゲストとして道前太鼓、市外二つの獅子舞団体が参加し、700人を超える観衆が詰めかけた。

同フェスティバルは、2012（平成24）年度の第7回まで毎年開催した。

### 4 12歳教育（防災教育推進モデル）

12歳教育は、本市独自の取組で、2004（平成16）年の台風災害を契機に、災害で学んだことを忘れず伝えることが地域の防災力強化につながることから、次世代に対する防災教育に着目し、小学校生活の集大成として小学6年生を中心に実施した。また、防災教育を基軸とした各種体験活動を行うことにより子どもたちの社会性を伸長させることも狙いとしている。

2006（平成18）年度から、12歳教育推進事業として市内全小学校の代表児童が集まって「子ども防災サミット」を開催し、体験活動の紹介や意見交換を行うほか、タウンウォッチングや子ども防災キャンプ、先進地への視察など、様々な活動を行った。

2008（平成20）年度、国連大学で、地域防災の担い手づくりの先進的事例として研究発表を行ったほか、2010（平成22）年度、「防災まちづくり大賞」一般部門・消防科学総合センター理事長賞を受賞した。2012（平成24）年度にも京都大学で12歳教育の取組を発表するなど、国内外で注目を集めた（11編2章6節を参照）。

### 5 ベトナム・フエ市との防災交流

ベトナム国フエ市との交流は、本市と教育・研究交流協定を締結した京都大学大学院地球環境学堂とつながりがあったフエ農林大学が2005（平成17）年12月に本市の被災地視察を行ったことがきっかけで始まった。

2011（平成23）年度からの3か年、独立行政法人国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業（地域提案型）として、12歳教育を紹介し、現地の実情に合った教育プログラムの実践に取り組んだ。同年8月には、フエ市のティン副市長をはじめとする訪問団が本市の防災教育を学び

に来西する一方、本市の防災教育関係者がフエ市を訪問しタウンウォッチング等を行った。

2012（平成24）年にも、本市から訪越団がフエ市を訪問したほか、フエ市からの研修団も受け入れている。

2013（平成25）年8月には、フエ市において「フエ市子ども防災サミット」を開催し、多くの関係者が参加する中、市内モデル校から10グループの子どもたちが、防災タウンウォッチングや水泳教室活動、自然災害を題材とした劇や発表を披露した。

こうした交流は、ベトナム人国際交流員の招致やフエ伝統工芸フェスティバルへの出展など他の分野にも広がりを見せ、2018（平成30）年に本市はフエ市と友好都市提携を締結している（2編9章を参照）。

## 第5節 防災情報通信

### 1 西条市防災行政無線（同報系防災行政無線）

本市では、合併時、同報系の地域防災行政無線を設置しておらず、地域住民への災害情報などの伝達は、消防無線サイレン広報制御装置を代用して行っていた。

こうした中、災害時等に市民へ迅速かつ一斉に情報提供を行うため、2014（平成26）年度から2年間で本市内全域に防災行政無線を整備し、2016（平成28）年4月1日から運用を開始した。

防災行政無線は、無線装置を使って市内各地に設置した屋外拡声子局などから音声やサイレンを放送する仕組みである。親局は市役所に設置し、消防本部指令課、西部支所、丹原サービスセンター、小松サービスセンター、西消防署には遠隔制御装置を設置し、屋外拡声子局は82か所、再送信子局（中継局）は5か所に設置している。また、公共施設などには戸別受信機を整備し、館内放送と連動するようにしている。放送内容は、次のとおりである。

全国瞬時警報システム（J-アラート）	弾道ミサイルや航空攻撃の情報、大規模テロ等の国民保護情報、緊急地震速報、大津波警報・津波警報、気象の特別警報
災害等緊急伝達事項	災害発生時の警報、気象に関する情報、大規模火災、有毒ガスやPM2.5、光化学スモッグの情報、有害鳥獣の出没情報、行方不明者の捜索や防犯情報（警察からの要請）など
行政からの情報提供	多数の市民が参加する市主催事業、防災訓練、安全安心情報、選挙啓発、市からのお知らせ、市への協力依頼、試験放送など

また、2010（平成22）年から、災害時等に孤立のおそれがある山間部の過疎地において、過疎地防災情報モニターを所定の基準に適合する者に委嘱し、設置している。

### 2 防災情報提供ツール

防災情報をいち早く市民へ届けるために、これまでの情報伝達方法に加え、情報通信形態や情報伝達手段の進化に応じ多様な手段により防災情報の提供充実に努めている。合併後、新たに整備した主要な防災情報提供ツールは次のとおりである。

- ① 西条市雨量情報…市内5か所に設置している観測局の雨量情報のほか、国や県などが設置している11か所の雨量情報を、本市のホームページで知ることができる。2006（平成18）年度から運用を開始した。
- ② 海拔表示…東北地方太平洋沖地震を教訓として、2013（平成25）年度に、市民の防災意識の向上と災害時の避難行動に資するため、市指定避難場所等（計269か所）に海拔表示を設置した。
- ③ 西条市安全・安心情報お届けメール…防災・気象情報に加え、防犯情報、交通安全情報などを、登録者に本市から配信している。2014（平成26）年8月から運用を開始した。
- ④ スマートフォンアプリ「防災情報さいじょう」…避難場所等の確認、避難場所までのナビ機能を備えている。このアプリでは、本市が市内7か所の河川に設置した監視カメラの映像をリアルタイムに確認することができる。2016（平成28）年度から運用を開始した。
- ⑤ 同報系防災行政無線・IP告知システム…西条市雨量情報や市内82か所の屋外拡声子局と市内239か所の集会所の放送設備を用いて緊急防災情報の伝達を行っている。放送内容を電話及びファクシミリで確認することができるサービスを提供している。2016（平成28）年度から運用を開始した。
- ⑥ 西条市公式LINEアカウント…地域別の防災情報などをタイムリーに届ける公式アカウント「西条市公式 LINEアカウント」を開設し、リアルタイムな双方向の情報伝達を行っている。2020（令和2）年度から運用を開始した。
- ⑦ 災害情報電話通報サービス…所定の要件に適合する事前登録者を対象に、固定電話に避難情報の発令などの防災情報を音声又はファクシミリで案内するサービスを提供している。2020（令和2）年7月から運用を開始した。

## 第6節 被災地支援

大規模な災害が発生した際に被災地に対し、災害時応援協定や都道府県単位での応援要請等に基づいて、必要となる人員や、支援物資などの提供を行っている。

合併後に行った被災地等への災害応援活動は次のとおりである。

### 1 東北地方太平洋沖地震における支援

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、同年3月14日から3月21日まで、災害援助として緊急消防援助隊（消防隊5人、救急隊3人）を岩手県釜石市鶴住居町・片寄町に派遣した。

また、福島県相馬市からの要請を受け、3月20日に第1便として、市民や市内の団体・企業から提供された支援物資を送った。

3月25日には第2便、4月1日には第3便を送った。4月8日には、岩手県大槌町にも支援物資を送った。さらに、相馬市と大槌町に夏物衣類と本やゲームなどの娯楽品を送った。

そのほか、被災した園児や児童生徒に対して、本市内の幼稚園、小・中学校への転入学を柔軟に受け入れる就学支援を行った。

さらに、相馬市の復興支援のために、2011～2021（平成23～令和3）年度において継続して災害復旧業務に、短期間派遣7人、長期間（1年間）派遣14人の合計21人の本市職員を派遣した。

## 2 熊本地震における支援

2016（平成28）年4月14日21時26分以降に熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震では、愛媛県の要請に基づき、同年4月23日に食料1,456食を熊本県西原村へ送った。

また、被災地支援のための本市職員の派遣については、被災建築物の応急危険度判定要員として2016（平成28）年4月19日～23日まで熊本市へ1人、同年4月28日～5月2日まで同市へ3人、避難所での健康相談等のために同年6月25日～7月2日まで熊本県西原村へ2人を派遣した。

本庁や各総合支所等で募った義援金は、3回にわたり日本赤十字社を通じて送金した。そのほか、被災児童生徒等の公立学校への受入れ、就学援助など、就学機会の確保のための支援を行った。

## 3 平成28年（2016年）鳥取県中部を震源とする地震における支援

2016（平成28）年10月21日に発生した、平成28年（2016年）鳥取県中部を震源とする地震では、被災建築物の応急危険度判定要員として、同年10月26日～10月29日まで鳥取県琴浦町へ1人を派遣した。

## 4 平成30年7月豪雨における支援

2018（平成30）年6月28日から7月8日にかけて、台風第7号及び梅雨前線等による集中豪雨があり、西日本を中心に広範囲で豪雨災害が発生した。この平成30年7月豪雨災害に対し、本市では、西予市へ7月9日に飲料水や食料等支援物資を送り、7月9日から7月16日にかけて消防本部による大型水槽車（10t）により給水活動の支援を行った。また、7月9日から8月22日にかけて、物資整理支援、水没箇所整理等、支援市町リエゾン、被災家屋被害認定調査、罹災証明書発行業務、災害廃棄物整理業務、福祉業務事務処理支援のための応援職員を延べ204人派遣した。

その後、西予市へ3回にわたり被災地支援のために本市職員を派遣し、1回目は2018（平成30）年10月から12月までの間に、市道等の災害復旧業務、工事積算・発注業務などの応援として建設部建設課へ1人を派遣した。2回目は2019（平成31）年1月から3月までの間に、3回目は同年4月から2020（令和2）年3月までの間に、同様の目的でそれぞれの期間において1人を派遣した。

## 5 令和6年能登半島地震における支援

2024（令和6）年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、次のような支援を行った。

同年1月11日から12月20日までの間に、本庁、西部支所、丹原サービスセンター、小松サービスセンター、中央公民館、市内各地区公民館及び市内各図書館に募金箱を設置し、義援金を募った。

被災地支援のための本市職員の派遣については、同年1月15日から5月29日までの間に、22人の本市職員を派遣し、避難所運営の支援、広域避難の支援、罹災証明交付の支援、緊急解体の支援など、様々な業務に従事した。

また、同年3月1日から石川県珠洲市へのふるさと納税寄附を、同年4月1日から石川県輪島市へのふるさと納税寄附を、それぞれ代理で受け付け、被災自治体の業務負担軽減支援を行う「ふるさと納税災害支援代理寄附」を実施した。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 平成16年台風21号災害の記録

2004（平成16）年は、6月の台風第4号に始まり10月の台風第23号まで10度にわたる台風の襲来が四国にあり、そのうち8月の台風第16号、9月の18号、21号、10月の23号が本市へ襲来した。

#### 1 被災状況

2004（平成16）年に襲来した台風による被害の状況は、図表10-3-1のとおりである。

図表10-3-1 平成16年に襲来した台風による被害の状況

名称	台風16号	台風18号	台風21号	台風23号	
年月日	H16.8.30	H16.9.6~7	H16.9.29	H16.10.19~20	
降水量	平野部	116.5mm（西条消防署）	85.5mm（西条消防署）	257.0mm（西条消防署）	330.5mm（西条消防署）
	山間部	437mm（藤之石）	464mm（東之川）	442mm（黒瀬ダム）	556mm（東之川）
1時間 最大 雨量	-	-	(16~17時) 黒瀬ダム：150.0mm 西条消防署：75.5mm 丹原：53mm	(20日12~13時) 東之川：52.0mm 西条消防署：34mm 丹原：31mm	
風速	最大 瞬間	46.2m/秒（西条消防署）	37.8m/秒（西条消防署）	-	-
	最大 瞬間	23.0m/秒(ESE)	17.9m/秒(SSE)	-	-
被害状況	軽症者：1名 一部損壊：3棟 床下浸水：1棟 公共建物：9棟 その他非住家：1棟 文教施設：9棟 道路：54か所	床下浸水：41棟 崖崩れ：1か所 農作物：5ha 農地流出埋没：1.12ha 農業施設：3か所 林道：1か所 市道：20か所	死者：5人 重症：2人 住家全壊：23棟 住家半壊：91棟 床上浸水：489棟 一部破損：8棟 床下浸水：2,124棟 公共建物被害：1棟 その他非住家被害：40棟 農地流出埋没：11.0ha 文教施設：6か所 道路：187か所 橋りょう：5か所 河川：24か所 崖崩れ：58か所 鉄道：1か所	床上浸水：33棟 一部破損：1棟 床下浸水：311棟 農地流出埋没：0.5ha 道路：23か所 河川：19か所 清掃施設：1か所	
被害額	西条：313,196千円 東予：159,164千円 小松：19,637千円	西条：157,196千円 東予：60,213千円 小松：103,922千円	(新西条市合計) 5,954,645千円	(新西条市合計) 563,128千円	

資料：危機管理課（西条市地域防災計画・資料編から取りまとめ）

このうち2004（平成16）年9月29日に四国を縦断した台風第21号は、合併前の本市域に甚大な被害をもたらした。

最大時間雨量75.5mmから150mm、総雨量442mm（西条市黒瀬ダム）の記録的な集中豪雨により、土石流が押し寄せ民家が次々と水没した。また、山間部では、土砂災害によって道路が崩壊して孤立する地域が多く発生した。

道路では、国道11号において小松町の妙之谷川橋に流木が引っかかり水をせき止めてしまった結果、水が周辺地へ溢れ出し死者1人のほか浸水による住居被害が多数発生した。また、国道194号では、藤之石の地すべり地帯から14万㎡の土砂が流出し、風透トンネル付近が通行止めとなった。県道西条久万線も被害箇所が8か所あり、大保木地区119戸199人が孤立した。その他、市道武丈丸野線や市道川西線においても路面崩壊があり、長期間にわたり全面通行止めの状況が続くこととなった。

河川においても、二級河川の妙之谷川に多量の流木が集積し市道川崎橋が国道11号の妙之谷川橋まで流れて詰まったため氾濫した。長谷川においても大量の流木の影響で氾濫し下流の山口地区で死者1人、家屋全壊などの甚大な被害が発生した。大保木谷川においても氾濫により大保木公民館が埋没する被害が生じた。また、流木の河川への堆積、河口や港湾施設への集積により二次被害や海上交通への支障も生じることとなった。

台風第21号による被害の概要は、図表10-3-2のとおりである。

図表10-3-2 平成16年台風21号による被害の概要

区分	被害の内容
人的被害	死者5名 重症2名
住居被害	全壊23棟 半壊91棟 一般損壊8棟 床上浸水489棟 床下浸水2,121棟
被害総額	50億5,464万5,000円
道路被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道11号…小松町の妙之谷川橋に流木が引っかかり、水を堰き止めてしまった結果、水が周辺地へ溢れだし、死者1名のほか浸水による住居被害が多数出た。</li> <li>・国道194号…西条市藤之石の地すべり地帯から14万㎡の土砂が流出し、風透トンネル付近が通行止めとなった。</li> <li>・県道西条久万線…被害箇所が8か所あり、大保木地区119戸199名が孤立した。</li> <li>・市道武丈丸野線…路肩崩壊が多数あり、H18年8月14日まで全面通行止めとなった。関係車両が通行できるようになったのは同年8月15日から、全面開通は平成19年3月だった。</li> <li>・市道川西線…路肩崩壊が多数あり、H17年8月14日まで全面通行止めとなった。関係車両が通行できるようになったのは同年8月15日から、全面開通はH18年3月だった。</li> </ul>
河川被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妙之谷川（二級河川）…多量の流木の影響により、市道の川崎橋が流出し国道11号の妙之谷川橋まで流れて詰まったため氾濫した。</li> <li>・長谷川（普通河川）…大量の流木の影響により、どこが川なのかかわからないほどになり、下流の山口地区で死者1名、家屋全壊などの甚大な被害が出た。</li> <li>・大保木谷川（普通河川）…氾濫により流されてきた物で大保木公民館が埋まってしまう被害が出た。この時の様子を大保木公民館長は「谷の水が通る」と表現した。異常事態に気づき、早急に体育館へ避難したので人的被害はなかったが、避難完了から20分後、公民館は流出物で埋まってしまった。</li> </ul>

資料：危機管理課（H16年西条市台風災害の記録から抜粋）

## 2 台風21号災害の要因

本市では、こうした当時の災害の状況を後世に残し、防災対策に活用するため2007（平成19）年3月に「平成16年西条市台風災害の記録」を作成した。

その中で被害拡大の主な要因を次のとおり分析している。

- ① 集中豪雨…2004（平成16）年は、日本付近が太平洋高気圧の縁に当たったため、台風の  
上陸や接近回数が多かった。また、日本周辺の海面温度が高く、台風の勢力が衰えず東予  
地方の10月までの降水量は年平均の1.7倍となった。特に8・9月の2か月間だけで年平均  
降水量に迫る量となった。
- ② 荒廃した山、狭い川…東予地方は雨が少ない地域で、中小河川の川幅が狭く、河川の氾  
濫が起きやすく、これに加え林業の停滞により山の保水量が乏しくなっていることも一因  
である。本市の山は、スギを中心とした人工林である。人工林の中には長く間伐されてい  
ない林が多く、日光が地面に届かず下草が生えていない。大量の降雨により地中にしみ込  
まない雨水が地表を走り、その浸食で生まれた水の道が谷に変わり、表土や木を巻き込ん  
だ土石流となった。普段はほとんど水のない中小河川では土石流とともに植林された木が  
流木となり水の流れを塞いでしまい氾濫を助長した。
- ③ 東予地域の地質…東予地域の地質は、中央構造線（※1）が東西に走っており地質が脆  
弱である。この地域の地質は和泉層群（※2）と三波川帯（※3）で構成されているが、中央  
構造線の断層運動により揉まれ、岩質はもろく日本有数の地すべり地域である。構造線の  
影響を受け、崩れやすい地質の地盤が相次ぐ台風の影響で緩み、さらに、想定外の豪雨が  
加わったため同時多発的な土砂災害が発生した。

※1 中央構造線：諏訪湖の西から紀伊半島、四国を経て九州に至る大断層

※2 和泉層群：中央構造線の北側に帯状に分布する泥岩と砂岩の互層からなる堆積岩の分布域

※3 三波川帯：中央構造線の南側に分布する緑色や黒色をした変成岩の分布域

## 3 災害復旧対策室の設置

台風第21号の被害が甚大であったため、旧西条市において普通河川の災害復旧担当組織として  
臨時の災害復旧対策室を2004（平成16）年10月14日午後5時に設置した。総人員6人で、河川災  
害の復旧工事と災害復旧に関する庁内の各担当事業課や国県との総合調整に当たった。

合併後も同組織を引き継ぎ2005（平成17）年度末まで、公共土木災害（道路、河川）復旧業務  
や西条市実践防災計画の業務委託など技術的業務等を行った。

2006（平成18）年度からは、更なる防災体制の充実強化を図るために組織改編により市民安全  
部を設置し、災害復旧対策等を引き継ぐとともに、新たに危機管理課を設置し、市民の安全対策  
に専門的に当たった。

#### 4 応急復旧活動

台風第21号では、山間部の大規模な山地崩壊が発生し、国道194号と県道西条久万線が通行止めとなり、同年9月22日に加茂地区と大保木地区の一部が孤立状態となった。

両地区に避難勧告を発令し地域内の避難所へ避難が続く中、早期の応急復旧が課題であった。こうした中、国道194号の復旧活動は、陸上自衛隊第2混成団本部及び同第2混成団特科大隊へ支援を要請し延べ300人が作業に当たり、県道においても早期の復旧活動が行われた。

本市においても、安否確認や食料・飲料水の輸送・供給、医療巡回、要救助者の搬送依頼等を行い、孤立地区の支援を行うとともに、地域内外住民、小中高校生、建設業界関係者による災害復旧ボランティア活動が行われた。

その結果、通行止め解除により加茂地区は10月21日、大保木地区は10月22日に避難勧告を解除した。

#### 5 災害復旧

2004（平成16）年の台風被害に対する災害復旧事業は、合併後、数年かけて行われており、砂防堰堤や治山ダムなど災害関連事業については、災害復旧後も続けられているものもある。

2006（平成18）年までに行われた災害復旧事業の状況は次のとおりである。

図表10-3-3 平成16年災害の復旧状況

H18.12.24現在

区分	災害復旧区分	件数	金額（千円）
西条市施工	公共土木施設災害復旧費	269	3,218,712
	農林水産施設災害復旧費	724	1,688,048
	文教施設災害復旧費	2	94,400
	厚生労働施設災害復旧費	2	4,227
	その他公共施設災害復旧費	1	4,830
	特別会計災害復旧費	14	13,095
	小計	1,012	5,023,312
県工事の 西条市域分	災害復旧事業費	249	5,049,000
	砂防ダム・治水ダム関係	48	6,905,000
	小計	297	11,954,000
	合計	1,309	16,977,312

資料：危機管理課（H16年西条市台風災害の記録から抜粋）

#### 6 災害記録誌の発行

2009（平成21）年3月に明治時代以降に起きた災害の記録や、市民の被災経験談をまとめた「西条市防災100年誌」を2,000部作成した。

また、平成16年台風災害からの復興と京都大学の指導を受けながら防災事業を行った過程を後世に引き継ぐことを目的として、2010（平成22）年度に災害誌の編さんを実施し、平成16年台風災害の教訓等をまとめた冊子「30年後の君たちへ」を2012（平成24）年3月に4,000部作成した。

## 第2節 災害復興

### 1 砂防堰堤の建設

本市には、県が管理する53本の2級河川と市が管理する24本の河川があるが、土砂災害の対策として砂防堰堤、森林の維持・造成を図ることを目的とする治山ダムの整備に尽力している。

2004（平成16）年の台風第21号による被害、2012（平成24）年に発生した市道東之川東西線の土砂崩れ以降、2014（平成26）年には、砂防堰堤が30か所で34基、急傾斜地崩壊対策事業3か所（湯之谷、才土、大浜）、がけ崩れ防災対策事業4か所（大浜、市之川、釜の口、千町）の整備を行っている。

2015（平成27）年には、県の砂防事業として市之川と西原川で、急傾斜地崩壊対策事業は武丈地区と黒代地区で実施した。

### 2 災害に強い森づくり

本市では「災害に強い森づくり」の一環として、保水力豊かな森を再生する目的で、間伐材による木製ダムを設置して調査研究を行った（木製ダムについては、3編1章1節、8編3章3節も参照）。

また、2004（平成16）年の台風第21号による災害を風化させないことや、資源を有効に活用するため、台風災害による流木の市民への無料配布を行ったほか、流木・風倒木を活用して、2006（平成18）年度に木製ベンチを65セット製作し、市内小中学校及び公民館に、木製標柱100本を災害復旧工事完了箇所に、それぞれ設置した。

### 3 平成16年台風21号災害記録写真展

2014（平成26）年8月1日から9月29日までの2か月間、西条図書館と各総合支所で「平成16年台風21号災害記録写真展」を開催した。西条図書館では来場者に実施したアンケートの回答の中から公開承諾されたものを、原文のままホームページで公開するなどして、災害の記憶を風化させないようにした。

## 第4章 防犯・安全

### 第1節 防犯対策

#### 1 本市内の犯罪認知件数

本市の犯罪認知件数は、合併後、1,633件をピークに減少傾向で推移し、2016（平成28）年以降は1,000件以下で推移しているものの、2022（令和4）年から増加傾向にあり、今後も、地域全体での見守りや防犯活動を強化していく必要がある（図表10-4-1）。

図表10-4-1 犯罪認知件数の推移

（単位：件、人）

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
H16	5	33	1,394	92	11	98	1,633
H17	3	41	1,359	100	8	121	1,632
H18	2	40	1,155	71	7	121	1,396
H19	1	52	1,252	65	3	129	1,502
H20	1	42	1,103	66	2	197	1,411
H21	5	23	900	90	4	155	1,177
H22	6	30	909	22	1	149	1,117
H23	2	40	926	24	6	167	1,165
H24	5	29	782	27	14	161	1,018
H25	2	44	809	39	13	196	1,103
H26	3	79	699	45	11	166	1,003
H27	2	78	750	31	10	147	1,018
H28	2	71	525	36	9	145	788
H29	3	58	585	25	5	146	822
H30	2	81	426	38	6	106	659
R1	3	91	411	35	5	125	670
R2	0	53	330	16	2	62	463
R3	2	32	294	25	2	85	440
R4		35	321	17	4	64	441
R5	3	43	462	33	2	91	634
R6	6	35	360	56	9	61	527

資料：西条警察署生活安全課・西条西警察署生活安全課

#### (1) 西条市地域セーフティーパトロール隊

犯罪及び事故を未然に防ぎ、安全で安心な住みよいまちづくりのために、合併前から実施していたパトロール隊の活動を新市の全域に拡大して、2005（平成17）年度から、地域セーフティーパトロール隊を設置している。パトロール隊員は、所轄警察署、地区防犯協会等と緊密な連携を図り、市内の定期的な巡視等の活動を行っている。2024（令和6）年度末現在の隊員数は32人となっている。

### (2) 青色防犯パトロール

警察から認定を受けた団体が、自動車に青色回転灯等を装備して実施するパトロール活動であり、本市では2007（平成19）年度から実施している。2025（令和7）年3月現在、本市教育委員会や本市地域セーフティーパトロール隊等20団体195台が愛媛県警察から認定を受けて活動している。

### (3) 防犯灯の補助事業

2005（平成17）年度以降、団体（自治会や会社など）や個人が防犯灯を設置し、又はこれを維持管理するために要する費用のうち、設置費、器具取替費及び維持費の3割以内の補助（設置費及び器具取替費については上限5万円）を実施してきた。

2013（平成25）年度以降に、LED照明器具以外の照明器具をLED照明器具へ取り替える場合に限り上限を設けず防犯灯のLED化を推進した。

LED照明器具への取替えが進んだことから2022（令和4）年度をもって、設置費及び器具取替費の補助を廃止し、2023（令和5）年度からは、維持費（電気料金）として1灯当たり500円（上限）の補助のみを行っている。

## 2 暴力団の排除

2008（平成20）年7月10日には、西条市長、西条警察署長及び西条西警察署長の間で「暴力団排除に関する合意書」を締結した。本市の指定管理者制度・広告掲載事業・土地等の売払いからの暴力団排除を推進することを目的とするもので、合意書には市長と署長が暴力団排除に関する情報交換を図ることや、警察官の出動要請ができることなどが盛り込まれている。

2011（平成23）年12月28日から西条市暴力団排除条例を施行した。健全な社会活動の発展と市民や事業者の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。背景には、暴力団が資金獲得のために市民の生活や社会経済活動に介入し、市民や事業者に脅威を与える存在となっていることが挙げられる。

建設業者等が暴力団に対して実質的に資金を供給する事案も見られるが、本市では西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、指名停止措置等により厳しく対処することとしている。

2016（平成28）年11月5日、同条例の基本理念にのっとり、本市内の6団体で構成する西条市暴力追放コミュニティ協議会が発足し、丹原文化会館で設立式が行われた。

構成団体や警察関係者など約270人が参加し、「市民一人ひとりが暴力追放運動を実践し、“暴力のない安全で安心な最上のまち・西条”の実現に邁進する」との暴力追放宣言を行った。同協議会では、同条例を踏まえ、暴力追放市民講習などを通じて、地域ぐるみで暴力追放の機運の盛り上げに取り組んでいる。

構成団体は、西条市連合自治会、西条市連合婦人会、西条市シニアクラブ連合会、西条市PTA連合会、西条商工会議所及び周桑商工会。また、本市、西条警察署及び西条西警察署は同協議会顧問としてこの活動に加わっている。

なお、愛媛県警察本部組織犯罪対策課から講師を招いて行われる暴力追放市民講習については、2007（平成19）年度から実施しており、2018（平成30）年度からは、西条市暴力追放コミュニティ協議会総会に含めて開催している。

### 3 安全で安心なまちづくりに関する協定

2015（平成27）年9月14日、本市は西条・西条西の両警察署と「安全で安心なまちづくりに関する協定」を締結した。主な内容は、市と両警察署が連携し、犯罪防止等のための広報啓発や速やかな情報共有を行うことである。同時期には、西条西警察署の移転が議論されている（後述）。

### 4 学校、保育所等への緊急通報装置の設置

公の施設における児童の安全対策は、警察署や交番等と連携して常に安全確保できるように配慮しているが、児童関連施設への不審者の侵入などリスクはある。その対策として、2006（平成18）年度、緊急通報装置が未設置であった全ての小学校・児童館・放課後児童クラブ等の児童関連施設に装置を設置した。

特に西条市児童館は「まもる君の家」とされているため、近くの交番による1日1回の巡回のほか、緊急通報装置による通報でパトカーが急行する体制を取っている。

## 第2節 交通安全

### 1 交通事故発生状況

本市の交通事故発生件数は2004（平成16）年の960件から減少しており、2024（令和6）年は166件と、統計開始以来、最も少なくなっている。

しかしながら、依然として多くの交通事故が発生しており、特に市内全域での高齢者の増加と運転免許保有者の高齢化により、高齢者が被害に遭う交通事故や高齢運転者による交通事故の発生割合が高くなっている。

発生件数の推移は、図表10-4-2のとおりである。

図表10-4-2 交通事故発生件数の推移

(単位：件、人)

区分 /年次	発生件数					計	死者	負傷者
	歩行者	自転車	車相互	車単独	踏切			
H16	65	154	695	46	0	960	10	1244
H17	50	133	656	64	1	904	13	1166
H18	55	117	680	58	0	910	9	1189
H19	46	122	611	55	0	834	1	1045
H20	53	116	546	63	0	778	10	994
H21	45	92	510	52	0	699	15	881
H22	34	85	531	49	0	699	5	867
H23	44	92	496	40	0	672	4	886
H24	41	80	488	37	0	646	5	798
H25	44	70	436	30	0	580	9	710
H26	41	52	361	27	0	481	10	569
H27	33	55	306	18	0	412	7	490
H28	29	54	342	13	0	438	2	518
H29	25	44	271	20	0	360	6	416
H30	32	38	234	13	0	317	8	391
R1	26	25	193	6	0	250	2	288
R2	28	31	135	2	0	196	1	223
R3	23	30	139	6	0	198	5	222
R4	15	22	139	6	0	182	3	204
R5	24	26	127	2	0	179	6	195
R6	18	24	118	6	0	166	4	193

(高速道路での交通事故は含まない)

資料：交通年鑑（令和6年）愛媛県警察本部

## 2 西条市交通安全推進協議会

合併前、各市町で組織されていた交通安全啓発等に関わる組織を統一し、市内における交通上の諸問題について関係行政機関及び団体相互の緊密なる連携を図り、総合的かつ効果的な対策を立て交通安全都市の実現を図ることを目的として、2005（平成17）年に発足した。本市、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会など各種団体機関によって組織されている。

小中学校、幼稚園、保育園における交通安全教室の開催や通学路における交通看板の設置、また、高齢者交通安全教室の開催や高齢運転者マークの無料配布など、子どもや高齢者の交通事故防止対策の推進のほか、カーブミラーや転落防止柵などの交通安全施設や道路の危険箇所の点検及び整備を実施している。

さらに、春・秋の全国交通安全運動や年末の交通安全県民運動期間中における広報活動等の実施、交通安全県民大会への参加、また、交通安全市民大会の開催など、各種交通安全運動を推進している。

### 3 交通指導員

西条市交通安全の保持に関する条例に基づき、2005（平成17）年度から交通指導員を設置している。通学時間帯の交通安全指導、交通安全教室への参加、地域住民への交通啓発活動、また、全国交通安全運動や交通安全県民大会などに参加し、市内の交通安全と交通事故防止を推進している。2024（令和6）年度末現在の交通指導員数は97人となっている。

### 4 横断旗・旗入れ缶の設置・更新

市内の横断歩道に横断旗と旗入れ缶を設置し、安全な横断をサポートする事業として、旧西条市で2001（平成13）年から始まった取組を継続したものである。

現在、（公社）西条市シルバー人材センターに業務を委託し、横断旗の補充及び老朽化した旗入れ缶の取換えを実施している。

### 5 高齢者交通安全アドバイザー事業

高齢者の交通事故が多発していることを受け、合併前の西条市で実施していた高齢者交通安全アドバイザー事業を2005（平成17）年度から2018（平成30）年度まで実施した。委嘱したアドバイザーが高齢者宅を訪問し、交通安全に対する個別指導を行うことで高齢者の交通事故防止を図るもので、交通事故防止に係る啓発チラシや反射材の配布、対話による交通安全指導活動等を行った。

市内を25地域に分け訪問し、交通安全指導などのほか、高齢者が危険だと感じる場所の聞き取りなども行った。

### 6 横断歩道等注意喚起事業

2008（平成20）年度から2018（平成30）年度まで、カーブミラーや転落防止柵などの交通安全施設の設置に加え、信号機の無い市道等の横断歩道における視認性を高めることで安全確保を図るため、交差点等に自発光道路鋏（リニアポイント）を設置し歩行者などの安全確保に向けた取組を進め、交通環境の改善と交通事故防止を図った。

図表10-4-3 自発光道路鋏設置数の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
箇所数	27	28	19	24	26	21	15	14	14	17	17	222

資料：危機管理課（事務報告書・一）

### 7 高齢者交通安全教室

高齢運転者による交通事故が多発していることから、高齢運転者を対象とした体験型の交通安全教室を自動車教習所で開催し、教習車両を用いた実技指導やドライブレコーダーを用いることで、高齢者自らが運転技能レベルを再確認できる機会を提供している。2010（平成22）年度からおおむね65歳以上の運転者を対象として実施しており、2024（令和6）年度までに、延べ1,837人が参加している。

高齢者の免許証返納が進まない背景には、自家用車がないと不便であるといった理由のほか、運転に自信を持っている高齢者が多いことが挙げられている。体験型の交通安全教室としているのは、運転時に特に注意すべきポイントを知ってもらうことに加え、高齢者に自らの運転スキルの低下を自覚してもらう狙いもある。

## 第3節 西条西警察署の移転

### 1 西条西警察署の概要と沿革

西条西警察署は、2005（平成17）年4月1日、東予警察署から西条西警察署に改称した。

2006（平成18）年3月31日、鞍瀬駐在所を廃止した。また、2013（平成25）年4月1日に且之上駐在所を廃止し、三芳駐在所に統合した。さらに、周布駐在所を廃止し、駅前交番に統合した。

2024（令和6）年現在、交番を駅前、駐在所を河原津、三芳、新町、吉井、丹原、小松、大頭、田野及び中川に、警察官連絡所を且之上及び周布に置いている。

### 2 西条西警察署の移転

愛媛県内で警察署や駐在所の統合が進む中、西条西警察署庁舎は県下警察署で最も古く老朽化が進んでいたこともあり、2013（平成25）年5月に本市から愛媛県警察本部長に西条西警察署庁舎の移転新築に関する要望書を提出し、その後、2014（平成26）年1月には愛媛県知事へ同要望書を提出した。加えて、老朽化した市民会館を廃止し施設を解体したうえで用地を無償貸与した。

2016（平成28）年12月、西条西警察署は東予総合支所東隣に新庁舎を建設し移転した。鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積2,789.92㎡（敷地面積5,068.34㎡）である。

なお、西条西警察署跡地（2,582.41㎡）については、2015（平成27）年7月に愛媛県が無償貸与を了解し、災害時の緊急避難先等として利用可能となった。

## 第4節 消費者保護

### 1 消費者行政の経緯

国や自治体は、1968（昭和43）年に制定された消費者保護基本法に基づき、消費者保護に関する施策を展開してきた。この法律によって地方公共団体の責務が規定され、翌1969（昭和44）年の地方自治法改正では「消費者保護」が地方の事務（自治事務）として明確に位置付けられた。

その後も法整備は進められ、1994（平成6）年には製造物の欠陥による損害賠償責任を定めた製造物責任法（PL法）が制定され、さらに、2000（平成12）年には、消費者と事業者間の情報格差や交渉力の差を是正し、不当な契約の取り消しを可能にする消費者契約法が制定された。

規制緩和や情報化・国際化の進展など、社会経済環境が大きく変化する中で、2004（平成16）年には、消費者保護基本法が改正され、消費者基本法となった。この改正により、消費者政策の

基本理念は「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」となり、消費者を「保護」の対象から、経済社会における「主体」と位置付けた。

その後、食品偽装やガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故など、国民の安全・安心を脅かす出来事が相次ぎ、加えて、消費者問題が複数の府省庁にまたがる横断的なものが多くなり、従来の縦割り行政では、法規制の横断的な体系化に遅れが生じたほか、どの府省庁も権限を有しない「すき間事案」が発生し、適切に対応することが困難な状況にあった。これを受けて2009（平成21）年には消費者行政の司令塔として消費者庁が発足した。同時に、消費者行政全般に対する監視役として、第三者機関である消費者委員会も設置された。そして、2012（平成24）年には消費者教育推進法が制定され、国と自治体が一体となって消費者教育を進めることになった。

### （1）市民消費生活相談

本市では、市民からの消費生活に関する相談について、合併前から引き続き本庁及び各総合支所において西条地方局県民生活課及び愛媛県生活センターと連携して対応していたが、2007（平成19）年4月に地方局が相談業務を廃止した後は、愛媛県消費生活センター（平成18年に名称変更）と連携し、相談者への助言やあっせん等を行っている。

<相談状況の推移>

年度	相談件数	相談の特徴
H25	303 件	健康食品の送り付け商法、劇場型勧誘
H30	459 件	架空請求、サクラサイト
R5	445 件	副業、定期購入

### （2）出前講座

2010（平成22）年度から、消費生活相談員を配置し、出前講座を実施している。子ども向けには、おこづかいの使い方やゲーム課金などのインターネットトラブル、高齢者向けには、点検商法、電話勧誘販売など、対象者にあわせて事例などを紹介し、消費者トラブルの未然防止のための注意喚起を行っている。子ども向けは、主に放課後児童クラブを対象としていたが、消費者教育の推進に関する法律施行を契機として、2016（平成28）年度以降は、希望する小中学校と連携し、契約行為によるトラブルやインターネットトラブルなどの消費生活に関する出前講座を行っている。

## 2 西条市消費生活センター

2014（平成26）年の消費者安全法改正によって消費生活センターの強化等が定められたことから、本市においても2016（平成28）年4月から西条市消費生活センターを開設するとともに、専門の消費生活相談員を配置し、消費生活に関する相談業務のほか、消費者トラブルを未然に防ぐため、広報紙等による情報提供、地域に出向いての出前講座等の啓発活動に取り組んでいる。

消費生活相談受付件数：398件（令和6年度）

## 第5節 国民保護

### 1 国民保護制度の変遷

日本における安全保障環境は、1989（平成元）年の冷戦終結後、本格的な侵略が発生する危険性は低下していたものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が課題となっていた。

こうした状況を踏まえ、2004（平成16）年9月に国民保護法が施行された。

同法では、国をはじめ都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することになっている。

2005（平成17）年には同法に基づいて「国民の保護に関する基本指針」が策定された。国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の類型及び類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置、緊急対処事態の事態例などを示している。2017（平成29）年には同方針について、「国〔内閣官房、消防庁〕は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、地方公共団体の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」との文言を追加するなどの一部変更がなされた。

### 2 西条市国民保護計画

本市では、こうした背景を受け2007（平成19）年2月、国民保護法の規定に基づき、国の基本指針及び愛媛県国民保護計画を踏まえて、「西条市国民保護計画」を策定した。同計画では、国民保護措置に係る本市の責務や基本方針、市の計画が対象とする事態等を定めており平時からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、緊急対処事態への対処等を示している。

同計画の内容を市民に周知するために、2007（平成19）年度には、「国民保護計画のしくみ」のパンフレットを作成した。

2019（平成31）年3月、武力攻撃事態及び緊急事態が発生したときの住民の避難、被災者の救援、武力攻撃災害への対処等について同計画の改定を行った。

### 3 国民保護共同訓練

2009（平成21）年1月20日、国（内閣官房）、愛媛県及び本市において、生物兵器によるテロを想定した国民保護共同図上訓練を実施した。

想定内容は、国際的に天然痘テロのおそれがあり政府が警戒する中、市内で天然痘患者が発生したというものであった。本市では市庁舎本館5階に「国民保護緊急対処事態対策本部」を設置し、危機管理対応訓練や警察・自衛隊・今治海上保安部等の関係機関と連携した被害拡大の防止方法、情報の交換方法等を確認した。また、衛星によるテレビ会議を実施し、国・県と、協力要請や対応策などの情報の共有を図った。

2017（平成29）年7月10日、国（内閣官房）、愛媛県及び本市において、弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性を想定した国民保護共同実働訓練を実施した。

想定内容は、X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があると判明したというもので、本市では防災行政無線による住民への情報伝達や本市吉岡地区において、住民が避難を実施するとともに、連携訓練として、国からの緊急情報ネットワークシステム（エムネット）による情報伝達を受け、県と各市町村との情報伝達訓練を実施した。